



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	354	03.医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第66条、第68条、第71条、第73条、第78条、第80条、第81条 国民健康保険法第41条、第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条 等	保険医療機関の指定・指導権限の移譲	健康保険法及び国民健康保険法に基づき「保険医療機関の指定・指導権限」について、都道府県への移譲を求める。	【移譲の必要性】 今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保険制度改革」の中で、地域で必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病院の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。 このためには、「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設計許可等の権限」を有する都道府県において「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」を図ることを目指す。 【支障事例】 現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、ガバナンスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。 なお、保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかる財源を確保する必要がある。	
H26	355	03.医療・福祉	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第4条第1項	地方の医療費助成に対する国保ペナルティの廃止	地方が、子育て支援のため、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	人口減少社会からの脱却を図るためには、既に概念にとわれない分権施策を推進する必要があり、少子化の改善に向けて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るためには、現物給付による医療費助成によって、窓口負担軽減を行っていくことは重要な取り組み、全国的にこの取組みを拡大していくために、現物給付の場合に課せられる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	
H26	356	03.医療・福祉	都道府県	徳島県・京都府・和歌山県・鳥取県・兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第186条、第190条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第14の11、第15の12	施設外就労加算要件における規制緩和	施設外における支援を行う場合の要件を、地域の実情に応じて、地方が独自に緩和とすることができること。	【現状】 これからの人口減少社会に対応し、集帯を守っていく手法として、本県では、障がい者の自立支援を図りつつ、地域貢献活動として高齢者等の見守り活動を行うといった取組みを進めている。 【制度改正の必要性】 こうした取組みをさらに広げていくためには、より事業者が参加しやすくなるため、地方の裁量の範囲を拡大する必要がある。現状の施設外就労加算の算定については、人員要件が幅広く規定されており、1人1カウントにつき、支援員1名、利用者3名が対象、預えて、施設外就労先との契約が必要となる。これらの縛りや、地域が中山間地域などの実情に応じて、要件を緩和と出来るよう制度改正を図る。	
H26	357	06.環境・衛生	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し	外国人旅客の滞在に連した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館業法の許可の対象外とする。	2019年のクワイアワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生野スポーツの国際大会)が開催されること決定しており、政府も外国人観光客増進を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる。また、それに向けた各種施策展開が図られる外国人旅客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。	
H26	358	07.産業振興	都道府県	徳島県・兵庫県・鳥取県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経産局等設置の委員会の評価を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(のうち希望する都道府県)に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間で支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することの出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところで相談が出来、また都道府県も実情を知る事業者に対して種々かの指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一体的に中小企業者に対応することで、地域産業の活性化に資するものとする。	【所見】 【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法30) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に進捗する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を確認し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う条件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	359	06.環境・衛生	都道府県	茨城県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽設置整備事業実施要綱第3条	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃	国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第31において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。このため、「撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合」も補助対象となるよう補助要件の見直しをしていただきたい。	【支障事例】 本県は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、湖沼水質保全計画を策定して水質浄化に取り組んでいる。富栄養化防止のためには、高度処理型浄化槽の設置促進、特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換が喫緊の課題となっている。 国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第31において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。 しかし、撤去跡地への合併処理浄化槽の設置は、一定期間トイレ等が使用できず不便であること等の理由から、本県ではほとんど認定がなく、補助を利用できていない。 こうした状況に鑑み、本県では、個人国民税の超過課税として徴収している「森林湖沼環境税」を活用し、上記の場合にも単独の補助を行っているが、財政的に大きな負担となっている。(補助実績は別添の通り) 【制度改正による効果】 当該県独自の補助に係る予算を転換促進策の拡充(配管工事費補助等)に充てていただければ、より一層の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換促進が見込めることである。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	360	09.土木・建築	都道府県	茨城県	国土交通省	A 権限移譲	河川法施行令第2条第1項	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、河川法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来している。 このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	【支障事例】 国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータに基づいた河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(欠け等)や灌漑などの維持管理に必要な施設は記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。そのため、住民利用会社などが河川現況台帳と住宅地図を照合して合わせて使用しており効率的であるほか、最後のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【制度改正による効果】 実際に管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態に合った台帳となるため、上記支障が解決し、パトロール等の効率的・効果的な河川の維持管理につながる。事務量の軽減にもつながる。 【懸念の解消策・制度改正による効果】 法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念については、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を来すことはないと考えられる。 現場をたどって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製するためフォーマットが統一にならないことへの懸念については、各都道府県ごとに維持管理をしているためフォーマットが統一されていく中でも問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。 一級河川について指定区間と直轄区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については、都道府県が調製した河川現況台帳を国へ提供することで、河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考えられる。	
H26	361	09.土木・建築	都道府県	茨城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法施行規則第11条第2項・河川法施行令第18条第2項	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、古用の目的を安全・確実に実行させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、 ①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許可の附帯(簡易除却)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようになっていただきたい。	【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、古用目的の適切に実行されない懸念がある。 (河川法施行規則等の収入未済額:平成25年度 29,927千円) 【制度改正の必要性】 現行の古用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、古用の目的を安定的に確保して実行できない懸念が生じている。 許可等を受けた者は、公共財等を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。 【改正案】 ①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加 「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」 ※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応できないことへの指摘については、同号は、治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを希望する。 ②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加 「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」	
H26	362	01.土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	A 権限移譲	屋外広告物法第7条第8条、第28条 平成16年12月17日付(国)都公録第148号 国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」12.(4)	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに伴った普通交付税等の必要な財源措置を講ずること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～5条、7条・8条)を自ら行うことができる。 一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けなければならぬ。 また、景観行政団体は景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。 【具体的支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の解消策】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	
H26	363	03.医療・福祉	都道府県	広島県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第3条	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲	麻薬取扱者免許に係る事務権限を保健所設置市へ移譲し、併せて麻薬取扱者に交付する免許の効力が国内全域でも有効となるよう制度の見直しを行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 麻薬取扱者免許に係る事務が保健所設置市に権限移譲されれば、次の住民サービス向上が見込まれる。 ①本権限移譲により、薬事、医療等の縦横連携業務と一体で行うことができるようになり、効率的な業務実施が可能となる。また、保健所設置市は住民に身近な立場で業務を実施することから、麻薬の取扱い等に係る指導をより綿密に行うことにより、麻薬の不適切な取扱い等から生じる医療事故等の事前防止を図ることができる。 ②保健所設置市の区域内については、現在、保健所設置市を窓口として申請受付・免許交付を行っているため、本権限移譲により、申請書の県への送達及び免許証の保健所設置市への送付等が急分かつている4日程度短縮できる。 ③本権限の移譲により、薬事・医療の許可と当該事務が同時に新規申請された場合、2つの事務を併行して行うことができるため、現行制度下(県は、薬事・医療の許可を把握してから当該事務の手続きを開始)よりも、4日程度短縮できる。 【具体的支障事例】 しかし、現行制度のまま移譲された場合、麻薬取扱者に交付する免許は、当該保健所設置市の管轄区域内のみで有効なことから、特に麻薬取扱者の大部分を占める麻薬施用者については、当該保健所設置市の管轄区域外の病院へ移った場合、新たな免許交付申請を行わなければならない。その結果、期間・手数料という新たな負担が生じ、住民サービスの低下を招くこととなるため、現行制度のまま保健所設置市へ権限移譲することは困難な状況にある。 【課題の解消策】 麻薬取扱者に交付する免許が交付自治体の管轄区域外でも有効となるよう制度の見直しを求める。	
H26	364	11.その他	都道府県	広島県	総務省	対象外	地方交付税	町村設置の福祉事務所に係る経費の特別交付税から普通交付税への変更	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行	【具体的支障事例】 特別交付税による措置の場合、留保等により年度末の3月にならぬ福祉事務所経費の措置が確定されないため、予見性及び安定的経費率に問題がある。 経費率の不安定な福祉事務所設置費の財源が、特別交付税(臨時的收入)で措置されているため、経費収支比率が実態を反映したものとされない。 【課題の解消策】 このため、特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行を求める。	



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	371	06.環境・衛生	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条第2項,第8条	旅館業から暴力団排除のための条例委任又は法改正による排除条項の追加	現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けようとする事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。 【地域の実情を踏まえた必要性】福岡県は、全国最多かつ指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団問題は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、DVでは社会経済活動への影響を排除することは、国民の安全や安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなわぬものである。 【業の健全な発達のための必要性】旅館業において、業者等が当該業に関し、刑法(公然たせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときは、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。	
H26	372	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法 第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができるとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該規定を参照基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。	【支障】保育所における幼児児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応のため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所において、看護師又は保健師を1人に限って保育士みなで配置することができるとは、看護師配置を定めている。しかしながら、保育所からは、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が顕著となっている中、保育所における看護師確保が困難となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。 【改正の必要性】当該規定を参照基準化することで、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就業促進につながる。 【懸念の解消策】1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考へており、保育士を無制限に看護師などに置き換えることは想定していない。	6【厚生労働省】(1)児童福祉法(昭22法164) (3)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭22年厚生省令43)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定(同基準33条2項及び附則)については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置する。
H26	373	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第3第1(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに関する規制緩和	療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示で利用対象者であることの明確化)し、「動く重重心身障害者」が安心して療養介護を受けられるようにすること。	【支障】「動く重重心身障害者」(重度の肢体不自由はないが、重度の知的障害で行動障害を有する方)は、告示の文面上は療養介護の利用対象者の対象外となっており、生活介護(福祉施設での介護)で対応することとなっている。しかし、「動く重重心身障害者」の中には、生活介護による集団生活指導が不可能で、療養介護による医学的管理下における介護等が不可欠な方もいる。いくつかの県においては、厚生労働省に対して照会した結果、当面の措置として療養介護の対象として差し支えない旨の事務連絡を得ており、サービスを提供しているが、照会した県に対する事務連絡回答を根拠としているため、法的安定性に不安がある。 【改正の必要性】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第3第1(2)に定める療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示改正)することで、「動く重重心身障害者」の方が、個々の状況に応じた適切な福祉サービスを受けられることができるようにする。なお、幹事案には、利用者団体からも安定したサービスを利用できるよう、告示改正を求める意見が寄せられている。	
H26	374	02.農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文かつ書き 同法施行令第3条第4号	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。従来業があるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)の合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されたことになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は依然変わっていないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	6【厚生労働省(8)】【農林水産省(11)】【経済産業省(7)】【国土交通省(13)】農村地域工業等導入促進法(昭46法112) (5)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和をきめて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
H26	375	07.産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】本県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができません。対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が取ることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	6【経済産業省】(1)採石法(昭25法291) 採石業の登録の拒否(32条の4)及び登録の取消し等(32条の10)の要件等に暴力団員等を加える。
H26	376	07.産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】本県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もある(この経緯を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事業が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が取ることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	6【経済産業省】(6)砂利採取法(昭43法4) 砂利採取業の登録の拒否(6条)及び登録の取消し等(12条)の要件等に暴力団員等を加える。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	377	05.教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、24条、24条の2(平成26年改正法施行は、それぞれ24条、23条、23条) 社会教育法第5条、6条 図書館法第13条、15条 博物館法第19条、21条	社会教育に関する事務を教習館長、博物館長により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この規定を改正し、図書館、博物館の所管を首長、教育委員会のいずれにするか地教育法に基づき条例により決めることができるようとする。	【支障】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)は、条例の定めるところにより、首長が管理・執行することが規定されている。一方、図書館及び博物館は社会教育に関する。個別法により教育委員会の所管となっている。文化に関する事務を首長が所管する場合であっても、図書館及び博物館に係る教育委員会の事務を別途首長局長の職員等に補助執行させることが必要である。また重要な意思決定に際しては、教育長の決裁が必要である。この結果、図書館、博物館の管理責任は教育委員会に残ることから、行政組織上の体系的な責任の所在が整合しない状態となっており、図書館等の管理責任が法的に開かれた場合に、教育委員会の責任が開かれる可能性もある。 【改正の必要性】 社会教育行政は、地域づくりや福祉、青少年の健全育成など首長局長との関係が深く、諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動を一層促進することが期待されていることから、文化に関する事務を首長が行う場合、個別法に規定された事務も条例により首長の権限とすることができるように改正する。これにより、責任の所在も明確となる。 【懸念の解消策】 中教審「社会教育推進体制の在り方に関するWGIにおける議論の整理」で示されたように、政治的中立性、継続性・安定性の確保、住民の意向反映を確保するため、法定の図書館協議会等の位置づけをより明確化すること(審議会上に首長に対する勧告権を付与など)により、確保できる。	【再掲】 ①【文部科学省】 (1)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第31条14号) (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第31条14号) 図書館・博物館の設置・管理の所管官制(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。	
H26	378	11.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策事業交付金事業の制度及び手続きの見直し	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講ずる。併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。	本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返還することとなっている。事業の実施にあたっては、地域の状況や現地の事情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に職場対策のために必要となる事業の活動ができるよう、要綱等に(産地活性化総合対策事業実施要綱(22生第1089号平成23年4月1日付け生産局長通知))に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。 国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付金要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足な活動できるように、講求に基づき所要見込額を4月中に交付していただきたい。 【長崎県における支障事例】 ①交付決定の遅れによるもの H25年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で雇保金活動を断念した団体が8団体あった。計画していたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、過期を逃してしまい、十分な活動ができなかった団体が5団体あった。 ②概算払いの遅れによるもの 活動費が不足し、参加者の日当、用船料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができなかった事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。	⑥【農林水産省】 (2)水産多面的機能発揮対策交付金事業の進捗の実施を評価観点から、毎年度可能な限り早期に交付決定及び概算払いを実施する。
H26	379	11.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金融通法施行令第2条	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【支障事例】 漁船の老朽化により、漁船の底盤や機軸等の劣化と一体的に経費増大の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超過して稼働している。本県でも、FRP漁船約23隻の約8%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低下やメンテナンス経費の増大等によって収益性の悪化する悪化を招き、生産構造が脆弱化する恐れが懸念される。 一方、漁業近代化資金で漁船の建造等する場合、漁業近代化資金融通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を超える償還猶予措置を行うとは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金融通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 漁業者等の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えている。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	⑥【農林水産省】 (6)漁業近代化資金融通法(第44条5号) 漁船の建造等に必要資金の償還期限の上限(27年4か月)を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年1月より施行する。
H26	380	06.環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 下水道法第4条	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、社会資本整備交付金の対象とする上は、総合的に下水道施設と下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 本県では現在、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の増設をせずに、下水道施設で一括して処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を削減したにもかかわらず市町村の環境費での対応だった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることを併せて提案する。	
H26	381	06.環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	A 権限移譲	循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進交付金交付要綱 地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の申請及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の申請及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	制度改正の必要性 ①国設置型合併浄化槽の設置費補助については、各自治体(市町村)において住民からの申請に対し補助事業を行っており、国は循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金により、基準額に対して本土1/3、離島1/2の額を自治体に交付している。 本事業は、年度の設置基數が地域住民の意思によるため予測できず、交付金額を最後まで確定できない性格を持っている。一方、上記の交付金制度は、環境省において、自治体毎に内示・交付決定がなされるため、年度途中まで各自治体の予算に過不足が生じる場合もある。自治体間での調整はできない状態となっている。 【支障事例】H25の例では、当初の内示・交付決定額が要望額より削減された影響もあり、年度途中に住民からの申請受付を補った。国費が不足して市単独費で対応した自治体が発生した。(単独で負担した件数、金額、他市町の余剰金額等は別添資料のとおり。)市町間で国費をうまく調整できればさらなる整備が進んだと思われる。また、交付金手続きが自治体毎であるため、各種手続きに時間を要していると思われる。交付申請から交付決定までが速く、事業執行や資金計画に支障をきたしている状況である。 【効果】のため、国土交通省が所管している社会資本整備総合交付金のように、各都道府県に対し、一括内示を行い、市町への交付は各都道府県の裁量により行ったほうが、自治体間の調整も随時適切に行うことができ、より円滑な執行事務がなされるのではないかと考える。(別添説明スライド案のとおり)	④【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金による浄化槽整備事業に係る交付については、効率的な浄化槽の整備を図るため、毎年度の早い段階で地方公共団体における執行状況を把握し、調整するなど、予算配分の方法について運用改善を行う。
H26	382	05.教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1第35 H26年4月1日付け26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業範囲について(通知)」の[18]防災機能強化事業	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校(後期課程)においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、学校施設環境改善交付金交付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のだし書きを撤廃することを求める。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上での必要工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象事業としているが、高等学校については、要綱及び通知のだし書きにより、(3)以外は対象としていないため、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての一体的な整備ができません十分な避難所機能が確保できない状況にある。 このため、社会資本整備総合交付金をはじめ、既存の交付金等が対象とならない(1)、(4)、(5)について交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金において措置できるようにだし書きの撤廃を求めるものである。		



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	388	11.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要綱	地方消費者行政活性化基金に係る活用期間の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的取組は継続的に相談員等の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること	【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要綱に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業を開始できる期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある。 しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体が容易でなく、その養成も併せて進めていなければならない。それ以上時間を要する。 活用期間が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を構築した上で相談員を設置するためには、自治体にとっては期限の設定は支障となる。また、自治体間で相談員設置開始の時期(期限以前から以後)による負担の不公平感も発生する。 加えて、相談員が、複雑・多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄われなければならない。自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 なお、地域の詳しい実情については、別紙のとおり。 【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期間を柔軟なものとすることで、自治体の実情に応じた持続的な体制を構築するための相談員の設置促進が図られるとともに、複雑・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していくことが可能となる。	
H26	389	04.雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号他	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲	公共職業安定所が行う職業紹介業務について、都道府県に對し権限を移譲すること	【現行制度の支障】 1)二重行政上利用者にとって不便が生じコストも制高。 2)地方が行う産業人材育成、企業人材確保支援、産業振興策などの地域施策と一体となった地域の特色を踏まえた雇用対策が実現できない。 【制度改正の必要性】 1)地方が行う産業支援(キャリアカウンセリング、住宅や生活に関する相談)に加え、職業紹介が実現できることにより、県民にラストマイルでのサービス提供と組み合わせた支援ができることにより、コスト削減と利用者の利便性が向上する。 2)地域が取り組む産業人材育成施策、新産業育成施策などの独自の産業施策と雇用対策を一体的に取り組むことが可能となり、効果的で戦略的な企業、求職者支援を実現できる。 3)職業紹介業務については、地域格差を格段に縮減するため、地域の実情を把握している都道府県が行うことで、現場や実態を踏まえ、企業や求職者それぞれにも適切な支援を行うことが可能となる。 【懸念の解消策】 国が法令等で基準を定め、地方が執行すればよいので、全国統一性が損なわれることはない。 現在、佐賀県と埼玉で実施されている「ハローワーク特区」の成果や課題についての検証結果を踏まえることで、円滑な移行が可能となる。	【再掲】 【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体の無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (1)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報と地方公共団体にオンラインで提供される取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (2)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、11.0第8号条約の整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関する議論等に留意する。 (3)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (4)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	390	11.その他	知事会	九州地方知事会	内閣官房、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することを目指し置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策などにおいて活用することを目指し、番号法第8条第1項第1号に規定されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など交付書類が提出不要になるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障に関する事務で法律で行われている事務で、同時に住民票や所得証明など交付書類を求めている事務がある。例えば、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19号(官宅住宅)による官宅住宅の創設に関する事務と同様に交付書類を申請することを求める。申請の負担の違が交付書類の必要が強いことは住民の混乱を招くため、このような事務については番号制度の対象事務とすることを求める。	【内閣官房(3)】【国土交通省(19)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7号)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平法22)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。
H26	391	07.産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条～第45条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と人念事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の審査受付から認定までの所要期間は2か月以上とされており、この期間中に審査を提出した市区町村内の創業者が法に基づく権限措置を受けられないため、場合によっては支援機軸の創業者が機軸措置の対象外となってしまおそれがある。さらには、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業者の促進を計画・実施するものであり、期間的な制約であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市区町村の申請から認定までの所要期間は1か月程度に短縮でき、地方経済産業局の調査に係る経費、人員費等の低減も図られる。また、大半分におけるスタートアップ支援機軸連絡会議(産、商、工団、金融機関等)で組織、年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現したなどの実績組織から市区町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	【再掲】 【総務省(2)】【経済産業省(22)】 産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に関するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県が創業支援計画を策定し、申請を受理することとし、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	392	07.産業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特区推進基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府府地第126号)	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大半分では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組んでおり、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3カ年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人員費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・修正は可能であると思われる。	【内閣官房(2)】【内閣府(1)】 総合特別区域法(平23法81) (1)認定総合特別区域計画に盛り込まれた複数年計画の事業に關し、事業実施主体が切れ目ない事業を推進できるように、当該事業を支援する関係者において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うこととし、これによって支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特別区域推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	【調整結果】	
										具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	393	02.農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めらる。	【改正の必要性】 大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就業セミナー、相談会などの取組により、新規就農者の確保・育成を積極的に取組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は844名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自己就農者71名、雇用就農者34名)と、自己就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳であることから、55歳で就業しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の根拠を担うことができる。このことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要望する。なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にのみ係る設備投資に対して融資される制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考えられる。 【現行要件:原則45歳未満→改正案:55歳未満】	
H26	394	06.環境・衛生	その他	越谷・松伏水道企業団	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費補助金国庫補助金交付要綱	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単面要件の廃止	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1の1の採択基準内の「給水人口15万人以上の水道事業者における平均料金(平成26年度1,122円)より高い単面の事業者が補助対象となっており、「緊急時給水拠点確保等事業費」の重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽更新事業」の採択基準において、平均単面要件の撤廃を提案する。	【支障事例】 水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって低料金料金を維持している事業者が当該補助制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの術が断たれることとなっている。なお、当企業団の当該採択基準における料金は397円であり、採択基準を満たしていない。 【制度改正の必要性】 平均料金を採択基準とする現案では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回りすぎれば、給水に係る費用が増えているにもかかわらず関係なく、補助金の交付対象となってしまう。また、過去の建設改良事業実施に伴う企業債残高が多額に上る事業者には、その利息の支払いが未だ大きな負担となっており、給水に係る費用を押し上げている。しかしながら後継者化を進める水道施設更新には膨大な費用を要するため、新たな企業債の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じるおそれがある。それにより、夜間にも水道料金の値上げが行われては、水道利用者の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩和が求められる。 【懸念の解消策】 料金回収率(算定式:供給単価/給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す指標(算定式:費用構成比・支払利息=支払利息/収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでもさらに踏み込んだ基準を採用する。	
H26	395	01.土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第87条の3第1項	都市計画法第87条の3第1項	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第87条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 東京都及び23区等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き東京都に属したままとなっている。用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して密められた地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関与することができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より積極的・円滑な指定が可能となる。 【懸念に対する方策】 東京都大都市圏の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の権限を越えた広域計画や策、関係自治体の協議により確保が可能である。このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。 ※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。	
H26	396	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第12条第1項、第59条の4 同法施行令第45条、第45条の2	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一義的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、重症化予防のための様々な事業を実施するため、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関、地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事案については区の権限では対応できず、児童相談所と一時保護や専門的対応を委ねることとなっている。虐待通告受理から支援終了まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能になるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に即したきめ細やかな対応が取れないこととなる。 また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態把握できない児童」についても、虐待発生ハイリスクと捉え、区でもその把握と支援を積極的に実施しているが、全国の児童相談所が所有するCASシステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。 このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしながら、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。	【厚生労働省】 (1)児童福祉法(現22法16) 児童相談所の設置権限を特別区へ移譲については、東京都と特別区の協議状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	397	09.土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都及び区が建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の事務となっている。移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手続書類への報告及び附随的書類及び図書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されること、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、連携などの行政運営が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題は無い。 以上の観点から、特に都の建築主事であれば実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。 また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	
H26	398	09.土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項 建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	特別区の区域内における特定行政庁の事務は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万㎡を超える建築物等)については都の事務として、都が処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手続書類への報告及び附随的書類及び図書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されること、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、連携などの行政運営が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題は無い。本事務の権限移譲を求める。 「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	399	05.教育・文化	市区長会	特別区長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条	県費負担職員の人事情等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要と判断し併せ、特別区に移譲する。 【参考】 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 現状では、人事情等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でも、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1) 一方で地域別児童数としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2) 【制度改正の必要性】 人事情等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。 ※その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。	【再掲】 【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1項)、県費負担教職員の任命権に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(第2項))については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第55条1項))の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 なお、条例による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
H26	400	06.環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第19条	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染状況に関する調査に関する事務を移譲する。	現在、特別区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」といふ。)に基づく「工場」及び「指定作業場」についての設置認可申請、設置届等の受理事務を事務処理特別区により行っている。一方、ダイオキシン類発生施設設置届等の受理事務は、東京都が行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設を設置する場合、その多くが環境確保条例に基づく工場あるいは指定作業場の届け出も必要となる。そのため、都と区の窓口の両方に届け出等を行わなければならない、事業者負担を課す状況である。 環境確保条例で規制される「い」埋発生施設のある事業所は約180件、うちダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出を出している事業所は約15件である。ダイオキシン類発生施設設置届等の窓口を特別区に一本化することにより、事業者への負担が軽減するほか、事業所へのダイオキシン類も含めたすべての規制項目に対する一貫した指導が可能となるなど、迅速かつきめ細やかな対応を図ることができる。	【環境省】 (4)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	401	06.環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条、第14条	特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲	相当量の「い」埋・汚水・粉じん・騒音・ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務を移譲する。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に国家資格である公害防止減振者や公害防止管理者を擔任した場合、騒音・振動は区、「い」埋・汚水等は東京都へ届出を提出することとなっている。一方、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)では、東京都の資格である公害防止管理者を擔任した場合、区に届出を提出している。このように二重行政とも言える問題を解決し、工場の公害防止の管理を一元化させるため、特定施設の公害防止統括者の専任届等の事務は区が行うべきものと考え。	【環境省】 (3)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107) 特定事業者からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	402	06.環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	水質汚濁防止法第5条	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。	「水質汚濁防止法」に基づく特定施設となる工場の設置届は東京都に提出されている。この中で、東京都では工場から排出される汚水や有害物質などの処理について指導を行っている。一方、東京都の環境確保条例による工場認可申請は、区の事務となっており、この中で水質汚濁防止法の規制など重なる部分が多岐にわたる。また、汚水の公共水域への流出事故等が発生した場合にも、東京都と区で現場に向かい対応しているのが実情である。このように二重行政とも言える問題を解決し、工場の汚水の管理を一元化させるため、特定施設の設置届の事務は区が行うべきものと考え。 なお、工場認可申請について、都と区で重なる部分としては、平成23年の水質汚濁防止法改正により、工場に有害物質貯蔵タンクが設置されている場合は、法の規制を受けるようになったが、その部分ほどもとも東京都環境確保条例で規制している部分であり重複している。 また、公共水域への工場排水の流出事故等は、水濁法と環境確保条例の適用を受けるため、都と区の双方が現場出動し調査している。	【環境省】 (2)水質汚濁防止法(昭45法138) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	403	06.環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	大気汚染防止法第6条	「い」埋の排出規制、粉じんに関する監視等の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	「い」埋の排出の規制、粉じんに関する監視、大気汚染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	区の事務である、東京都の「環境確保条例」に規定される「い」埋発生施設等には、「い」埋の規制基準がある。一方、東京都の事務である「大気汚染防止法」に基づく特定施設の設置届等は「い」埋の測定結果等は東京都へ提出されている。公害等防止法等による権限からの「い」埋の苦情の多くは区に寄せられており、都区で個別に処理することは合理的ではなく、公害苦情としての適切な対応が困難な状況にある。このため、大気汚染防止法の特定施設の設置の受理などに関する事務についても、区が一元管理すべきものと考え。	【環境省】 (1)大気汚染防止法(昭43法97) 「い」埋発生施設設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	404	06.環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。 【土壌汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町による事務の処理)に特別区を含める】	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。 【土壌汚染対策法第3条に規定する有害物質使用特定施設において、「環境確保条例」第116条に規定する有害物質取扱事業者である場合においては、汚染状況調査報告書を東京都及び区に提出することになっており、調査等に過分の負担となっている。また、指定地域に指定された後の汚染状況及び健康被害防止措置の確保が出来なため、区内の土地の土壌汚染状況及び汚染・汚損の程度等の状況を把握することが困難な状況である。このような一重行政といえる問題を解決し、効率的な事務を進めるため、区の手務とすべきものと考える。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 5【環境省】 (5)土壌汚染対策法(平14法53) 土壌汚染状況調査、廃棄物区域等の指定等に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえて、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	405	01.土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	都市再開発法第7条の9、第11条	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲 区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に於ける認可権限の区市町村への移譲 区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に於ける認可権限の区市町村への移譲 ※その他(特記事項)のとおりに「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあつては、都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」「都市再開発法」に定められているが、市町村が決定した市街地再開発事業に於ける認可権限の区市町村への移譲 市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあつては、都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」「都市再開発法」に定められているが、市町村が決定した市街地再開発事業に於ける認可権限の区市町村への移譲 市街地再開発事業に於ける認可権限の区市町村への移譲 ※その他(特記事項)のとおりに「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域と都市計画に定められた区域内において、土地所有者等が権利関係式による市街地再開発を促進するための手段であり、住居と農とを併せて地域の実情に押し込め、区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の自主性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされた。 【制度改正の効果等】 権限移譲された場合の効果として、「地元市町村からの経由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前後配置の照応関係の確保が的確に把握できる。過小基準を速やかに判断できる。従前後配置の照応関係の確保が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化される。特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことが可能である。 ※その他(特記事項)のとおりに「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。	
H26	406	01.土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	屋外広告物法26条	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲 現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特別において、都道府県との協定が結ばれず市町村において屋外広告物条例を定める規制を行うことができないよう求める。 ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおりに	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特別において、都道府県との協定が結ばれず市町村において屋外広告物条例を定める規制を行うことができないよう求める。 ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおりに	【制度改正の必要性】 景観法の現行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観市町村に置き規制等を一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協定の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協定に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。 【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行ってないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都景観は一体的に規制されるべき」と考えられている。また、地方都市と異なり街並みの連続性があったため、民間を主とする民間の意見がまとまることには大都市東京にふさわしいとされている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。	
H26	407	10.運輸・交通	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより厳格に、生産緑地を最大限に確保することを目的としたものである。大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営業者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営業者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が適さない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。これらの実情を踏まえて、都市農地が地域機能に不可欠な機能を果たし、都市社会の形成に寄与している事実を認め、営業者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の特付けを廃止し、指定下限面積指定ができるようにすべきである。なお、営業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営業者に精選できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上につながることを期待される。	【再掲】 【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法18) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法14)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりを進めて、持続可能な公共交通ネットワークを表現するなどの新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通ネットワーク形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識、データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
H26	408	02.農業・農地	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条第1項	生産緑地指定下限面積の廃止 生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の特付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより厳格に、生産緑地を最大限に確保することを目的としたものである。大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営業者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営業者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が適さない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。これらの実情を踏まえて、都市農地が地域機能に不可欠な機能を果たし、都市社会の形成に寄与している事実を認め、営業者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の特付けを廃止し、指定下限面積指定ができるようにすべきである。なお、営業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営業者に精選できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上につながることを期待される。		
H26	409	09.土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協定の廃止 建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協定の廃止を要しない協定とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協定の廃止を要しない協定とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取組を結果的に阻害している。このため、また、市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。 ちなみに、同法第97条の3に基づき確認制限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わした(都区あり検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画決定して既に一体的に整理がなされており、各特別区において当該建築主事の設置に必要とされる建築確認が行われるとは考えられない。また、指定確認検査機関による確認検査が専ら1年に1年が完了してきている状況と踏まえ、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政業務については、延べ面積の如何に関わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくべきであり、知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体的権限移譲が進捗するものと期待する。	【国土交通省】 (1)建築基準法(昭26法20) (1)市町村(特別区を除く)の建築主事の設置に係る都道府県知事への同意を要する協定(4条3項)については、同意を要しない協定とする。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	410	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日閣議第982001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	産後ケア事業に対する補助条件の見直し	国の「母子保健医療対策等総合支援事業」中の「妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件(実施要綱)を緩和し、産後ケア事業など各事業単独での補助申請が可能となる仕組みとする。(現状の補助条件)「妊娠・出産包括支援モデル事業」中の3事業全てを実施(提案内容)3事業全てを実施だけでなく、各事業単独での実施も可とする	20年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた。「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。市区では児童虐待防止対策として、全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しており、育児不安等を抱える出産後の母親から大変好評を得ているため、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用できないといった状況が生じており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっている。「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高(25年:95%)、母子の状態を把握して必要に応じ、「産後ケア事業」についていることから、国の事業目的に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向け検討の幅が広がる、ひいては国民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。また、当区の「産後ケアセンター桜新町」は先進的な取組であることから法的事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的事業として位置付ける必要があると考える。	6【厚生労働省】 (18)母子保健医療対策等総合支援事業 (1)現在、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件として、①母子保健相談支援事業、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業の3つ全ての事業の実施を求めていることについて、平成27年度から①母子保健相談支援事業のみを必要事業とし、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業を任意事業とするよう見直す。
H26	411	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第1項、介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること 【延長を提案する状況】 ・前回要介護→今回要介護 ・前回要介護→今回要介護	新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていったことから、直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受ける人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護度4-5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない「確率が高い」状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを生じさせる結果となってしまう。要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。また、更新申請費の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されている。	
H26	412	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法34条(医療扶助の方法)	生活保護医療扶助給付における外来診療時等窓口一時負担金制度の導入	医療扶助適正化の一環として、被保護者が指定医療機関等で受けた場合や指定調剤薬局で処方された場合、一定額または一定割合額を一時的に負担する仕組みを導入すること	医療扶助の適用においては、医療費自己負担により主治医の意見を求め、審査の上給付を決定しているが、同一疾病についての複数回受診や重複受診については、レセプトの返還を得た後、自費の事後チェックとらざるを得ない。また、後発医薬品の利用促進にもかかわらず窓口での支払いを要し、現行の医療扶助の給付方法では、後発医薬品に対する積極的な選択行動が得られにくい。そのため、被保護者自身に医療機関等窓口で医療費の一部を一時負担させ、内容審査の上、負担額を還付する仕組みを導入することにより、顔回受診や重複受診等については、早ければ受診月の内に通いぬ指導を行うことで解消が図られる。	
H26	413	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護 実施要綱 局長通知121 訪問調査(2訪問計画)に基づく訪問「家庭訪問を少なくとも1年に2回以上すること	被保護世帯に対する訪問調査活動の一部業務委託	高齢世帯への訪問調査活動のうち、安否確認や生活状況を踏まえた認知症の早期発見、その他の身体状態の把握、介護予防事業及び介護保険等の生活支援サービスの適正利用支援等を目的とした訪問調査について民間活用を利用できる制度構築とする。	全国的に被保護世帯数と被保護人員は、ともに過去最高値を更新し続けている。また、高齢者人口の推移予測からは、今後もその増加は避けられない見込みであるが、国が示す福祉事務所現業員配置基準に従った職員数の増加は困難である。当区においては、居宅における安定した自立生活が維持されている高齢者世帯については、現業員が行うこととされている訪問調査活動の一部について、外部委託を導入することで業務の効率化を図っているが、生活保護法の施行事務監査においては訪問調査活動実績として評価されていない。保護の「質・量・変更」に係る業務は区の職員が実施しており、現在まで適正な保護の実施が確保されており業務委託による問題は生じていない。	
H26	414	09.消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第2条	災害対応法の見直し(救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に固定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	【支障事例】 原則として都道府県知事が救助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕組みで対応できるものではなかった。県がプレハブ仮設を1,505戸整備するのに、震災から96日を要した。仮に市がこれを行った場合、震災から約50日での整備が可能であった。 【制度改正の必要性】 局所的な災害が発生し、被災者を直ちに救助しなければならぬときに、県に報告し、委任を受ける暇がない。避難所開設や給食等の期間延長は都道府県から国へ申請する手続を踏まなければならないが、被災者に対する食料供給等に支障を来すおそれがあるなど。災害時の救助の実施は迅速かつ的確な対応が求められるため、対応能力のある指定都市は、県を介することなく自立的・自発的に救助にあたるようにすべきである。災害は局所的なものも想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効率的・効果的である。 【制度改正による効果】 役割分担を明確することで、救助活動等における選択性を拡大するものであり、住民の生命や財産を守る上で非常に有効である。災害対応をはじめ多様な能力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて保有することは地域住民のニーズ等を踏まえた自立的、自発的な活動を可能にする。指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定め、おくことが有効であること、地方公共団体に通知する。



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	419	02.農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。 【権限移譲の必要性】 ・農業振興地域の指定、変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担い、地域の営農者と身近な基礎自治体が地権者ニーズに対応した土地活用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取り組む。 【支障事例】 農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公告しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)	
H26	420	02.農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	農用地域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地域内における開発行為の許可は、農用地域内において農業用途を新設する場合などは、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭和22年)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方へ(移譲等)を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を定め、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年6月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の同年等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定都市町村にあっては、当該指定都市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に定めて適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の55%については、農委委員改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	421	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画等を求められている。説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との密接で円滑な関係が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するよう新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が不可欠。 私立学校の設置・廃止認可や学校法人の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要事項を審議する私立学校審議会の設置権限を移譲することによって、私立幼稚園に関する認可等権限について、適切な執行が可能となる。 私立幼稚園において実施している長期間隔の保育は、今後、保育需要の量的及び質的拡大に対応するため有効な方策の一つであり、設置認可等の権限が移譲されることで幼稚園に関する情報が蓄積され、保育需要の円滑な解消につなげることが期待できる。 【支障事例】 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼児一体として地域のニーズに対応する必要があるが、市内各私立幼稚園の園舎等の施設に関する情報ならびに認可や指導の経過などの運営に関する情報も定量的に、幼稚園(法人)の幼児一体に向けた長期的な相談にきめ細かく迅速に対応することが困難である。 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園への指導監督について、設置認可等を行う都道府県と給付を行う指定都市による二重行政が生じる。 ※支障事例の詳細は別紙のとおり	
H26	422	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政が生じる。 具体的な例として、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有することにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に申請を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し実施しに関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	423	09.土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	対象外	社会資本整備総合交付金交付要綱第Ⅱ編の各事業項目	社会資本整備総合交付金における交付金事業の細目の大枠化	社会資本整備総合交付金交付要綱第Ⅱ編で定める交付金事業の細目と大枠と、地方の裁量により運用できらるることを	【支障】 現在の交付金事業の要件は交付金要綱第Ⅱ編で規定されており、道路事業以外は細分化されている。道路事業は大枠であるため、事業内で流用等、地方の裁量で対応できているが、他事業は、事業の要件が細分化されており地方の裁量も小さいものとなっている。 【制度改正の必要性】 現場の状況や事業の進捗に流動的に対応するため、事業の要件を大きくし、事業内の流用等による地方の裁量を大きくする必要がある。	
H26	424	07.産業振興	都道府県	熊本県、福岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	工業用水道事業法第2条 河川法第23条	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省を通じて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の差が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続が供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとして次のようなものがある。 ① 雑用水や大規模災害時の用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本実的)による国内外への輸送等に対応できない。 ② 雑用水や大規模災害時の用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本実的)による国内外への輸送等に対応できない。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	【調整結果】 (4) 工業用水道事業法(第33条4号) 工業用水道による工業の用途以外の用途(飲用を除く。)への水の供給については、雑用水比率10%以下の場合は届出の廃止等の手続の簡素化、供給条件の緩和等を含む運用を改正し、平成26年度中に工業用水道事業者に通知する。 【措置済み】平成26年12月25日付け経済産業省経済産業政策局産業施設課通知
H26	425	05.教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	スポーツ・青少年局委託事業事務処理要綱	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト(防災教育推進事業)」における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認出し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	【支障事例】 委託決定から計画書提出までの期間が通関程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況下で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。 しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変わるため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。 また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を遡って修正することが求められる。 【制度改正の必要性】 事業計画段階で詳細に計画する負担に加えて、計画提出後の変更が原則認められないため、提出後に開催する運営委員会や実行委員会等具体的な案が出されてもプログラムに盛り込むことができない。事業内容を検討して質の向上を図るための同委員会との間でできる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。 【懸念の解消策】 都道府県が受託して実施する事業については、会計規則や旅費規程に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大まかな事業計画や概算費用の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。	
H26	426	05.教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の適用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業概要 学校施設環境改善交付金事業概要	廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和 (住26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校・余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体がいやいや柔軟な事業要件となっているもの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開設し、後年度に施設整備(いわゆる後整備)を行う場合、事業の趣旨に沿っていても既に学校開設後となることから事後着工の対応と見做る。 【制度改正の必要性】 知的障がい対象児童生徒のための学校の設置等については、学校教育法第80条により県に義務があることから、財政負担等を考慮し、当初の計画外で緊急に行う後整備についても対象とすること	【支障事例】 対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行っている。しかし、十分な準備期間がない中で受入れ対策を急遽なされたため、施設整備前の開設となっている。廃校施設の利用については、現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつ必要最小限の整備で可能となり、結果として余裕資産の有効活用に繋がっている。また、本格整備については、後年度に行うことになり、既に特別支援学校として開設しているがために、本事業の対象外となる。 【制度改正の必要性】 緊急対応による特別支援学校開設について、施設整備等の利活用が促進され、必要最小限の整備が可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象とすることが必要である。 【懸念の解消策】 特別支援学校の開設については、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り、開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件との整合性は保たれると考える。	【文部科学省】 (7) 学校施設環境改善交付金 (8) 廃校・余裕教室等改修事業については、既存施設を活用して特別支援学校を開設した後に施設を整備する場合であっても、本事業の対象となることを、地方公共団体に周知する。
H26	427	05.教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	英語教育強化地域拠点事業実施要綱	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が小・中・高の連携した取組みに限定されているが、都道府県の実態に応じて、小・中の連携した取組みや「中・高」の連携した取組みにについても対象とすること	【支障事例】 本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒数が特定しにくいこと等により、本事業の効果検証が難しい。 【制度改正の必要性】 小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中・高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込める。本県では、指導員研修会を各管内で開催し、小・中学校合同で協議・演習等を実施したり、小・中一貫校等において、中学校教諭の校区内小学校の兼任業務等により、小学校英語の授業を実施したりしている。また、本県は県立高等学校附属中学校を有しており、中高の英語教員による定期的な情報交換会や、相互の乗り入れ授業の実施など、中高連携の取組についても実施している。地理的条件や児童生徒の進路状況など、都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。 【懸念の解消策】 小・中・高の連携し一体となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと聞いている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中・高等学校での指定とすることで事業の実施を希望する地域や学校が増加することが見込まれ、(小・中)及び(中・高)の限定した取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。	【文部科学省】 (10) 英語教育強化地域拠点事業 都道府県又は指定都市の教育委員会が、事業成果を得ることができる体制及び事業計画を有する場合、小学校と中学校、中学校と高等学校の両方がそれぞれ連携した英語教育強化の取組であっても、本事業の対象となることを、地方公共団体に周知する。
H26	428	08.消防・防災・安全	一般市	苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表 昭和53年9月28日付け、53資源計第16号 資源エネルギー庁石油部計画課長通知 特別会計に関する法律(第85条第2項第2号～)	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が1/2以下の補助金だけで同交付金を充当できるようになっているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弾力的な運用を可能とした。	【背景】石油貯蔵施設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特設の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都圏下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。 【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」の備忘録より、「国がその経費の一部を負担又は補助する事業を除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの(一定割合)以内の割合で負担又は補助することになっているものを含む。」以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。」とされている。それにも関わらず、昭和53年9月28日の「資源エネルギー庁石油部計画課長通知」により、補助の割合が1/2より高い事業に充当できない旨が運用上の制限が課されている。 【措置済み】立地交付金は、特別会計並びに国庫補助交付金等として、交付対象事業かつ内外の制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」では、すでに充当制限が撤廃されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」の充当制限が撤廃されれば、農山漁村地域整備交付金(うち農地防災事業、畜産環境総合整備事業等)事業など、国による補助率が1/2より高い事業にも充当が可能となり、同交付金の弾力的な運用と使途の拡大を通じ、更なる防災対策や住民の福祉向上が実現できる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	429	01.土地利用(農 地除く)	一般市	東広島市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第78条 第1項	開発行為の許可権限の希望 する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通 省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又 は特別市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当 該指定都市等の長の許可を受けなければならない。とされている 現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市)の 他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という)の区 域内にあつては、当該指定都市の長の許可を受けなければならない。 と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置 も可能となる。)	【具体的支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では 開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することとなる。 しかし、開発審査会の開催にあつては県との専断協議、意見及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4~5か月の 期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受ける ケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていくための妨げとなっている。 【制度改正の効力】 希望において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2か月程度に 短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことと開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性 化につながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したもので、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特 性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘査し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員 を確保することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされているが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の 新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置 主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。	【再掲】 5 【国土交通省】 (1) 都市計画法(昭43法100) (4) 開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特別制 度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に 係る。.)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見 出すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する 観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら 行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成でき ること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査 した上で、地方公共団体に通知する。
H26	430	08.消防・防災・ 安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の 市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、災害における道路の除雪等な ど地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛 隊に対して直接、災害派遣を要請できるように権限を付与し、都道府 県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に關して、人命又は財産の保護のた め必要があると認める場合には、部隊等の派遣を消防大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県 知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大害による災害において道路の除雪等を速やか に行う場合などに限定し、災害救助活動により迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機 関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるように権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
H26	431	02.農業・農地	町	立山町	農林水産省	B 地方に対 する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実 施要綱別表1	鳥獣被害防止総合対策交付金 の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受 益戸数が3戸以上であることが採択要件とされているが、これ 1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和 を行う。	【具体的支障事例】 地域の集約化が進む中、一団の農業者1人の手がい手耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以 上の担い手耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行制度と整合しない。 【制度改正の必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも 集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	6 【農林水産省】 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金 戸数要件については、侵入防止措置等の鳥獣被害防止対策の実施により受 益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。
H26	432	05.教育・文化	町	立山町	文部科学省	B 地方に対 する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事 業)交付要綱	教育支援体制整備事業費補助 金(補習等のための指導 員等派遣事業)交付要綱の 変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派 遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	【支障事例】 国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金 が発生するため、事業活用が難しい。 【制度改正の必要性】 当該町では多人数学級に、授業中、個別指導や担任教師の補助を行う「学級外のスクールケア・サポーター」を限られた予算で配 置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。 近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることと学習内容の理解力不足が見られること もあり、多くの学習サポーターの配置が必要である。	6【文部科学省】 (9) 補習等のための指導員等派遣事業 本事業の実施に当たっては、市町村の要望に応じたきめ細かな指導体制の整備 を可能にする観点から、都道府県は市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊 重することが望ましいことを、都道府県に通知する。
H26	433	11.その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対 する規制緩和	戸籍法第1条、第3条、第4条 平成13年12月12日付法務省民 第3047号札幌法務局長あて民事 局長回答	戸籍の届出があった場合の 証明書発行禁止処理の撤回	市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、 その内容が戸籍システムに反映されるまで、戸籍の証明書の発 行禁止処理を行っている。これを見直し、届出を受領した「受領 日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」 に遡って発生することとする取扱いにより発行禁止処理を撤回 するよう提案する。	【提案概要】市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合には、届出の内容が反映されていない「証明書が発行され ない」よう、届出の内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行うことが求められている。 そのため、開庁時間外の戸籍の届出については、職員が対応していない限り証明書が発行することができないことから、コンビニエ ンスストアにおける受付時間枠期間のみを定める件となる。 したがって、開庁時間外にも戸籍の証明書を発行することができるよう処理態様を見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行っ た「受理日」を戸籍に記載することにより、戸籍の処理は「受理日」とするが、効力は「受領日」に遡って発生することとする取扱いを 提案する。 なお、現在の処理基準の下でも、戸籍の届出を本籍地以外の市町村で受領する場合は、戸籍システムを操作できるが本籍地市 町村の職員のみであることから、受領の時点で発行禁止処理を行うことはできず、本籍地市町村に届出書類が転送され処理が行わ れた時点で、民法に基づき届出時点に遡って効力が発生するとされている。(本籍地市町村が受領市町村から書類の送付を受け た日を入力している。) 【支障事例】本市においてもコンビニ交付の導入を検討しているが、戸籍の証明については開庁時間しか発行できないとすれば、市 民サービスの観点でコンビニ交付のメリットを活かすことができない。	
H26	434	01.土地利用(農 地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対 する規制緩和	都市計画法第19条3項	一の市域内で都市計画区域 が完了している指定都市が、当該 都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知 事への協議を廃止することを提案する。	一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市が、当該 都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知 事への協議を廃止することを提案する。	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。 このための第4条一法注により、一指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかものものを除いて、都市計 画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。 このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計 画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。 なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階に おいて、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じな い。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を要している。 第3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたり1回の事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの 2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。 また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都 市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。 さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	435	10.運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件(計画運行回数3回以上)及び「1日あたりの輸送量15～150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者による採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線的な路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有償運送の実施例があり、新たな取り組みに向けた検討も進んでいるが、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多々、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより幅やかな施策を展開することが必要不可欠と考える。そこで、補助要件(計画運行回数3回以上)及び「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨年、全国的に過疎化ない過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。 【支障事例】別紙のとおり	【再掲】 ①国土交通省 (0)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年4)により整備された新たな仕組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
H26	436	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業等 3(2)障害児受け入れ推進事業	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。	【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加が見込まれ、それに伴い障がい児受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。 【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。 [障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例] 児童数27人(うち障がい児2人)→学童保育指導員8人を配置 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置 [ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例] 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置 障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないように、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要がある。 現在の加算要件では、平成25年度実績で約127百万円を神戸市において負担している。	
H26	437	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業等 1(2)長時間開設加算額	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間を超え、平日一日6時間以上という現行基準を、平日一日6時間以上という現行基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことを提案する。	【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間を超え、平日一日6時間以上という基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことが難しい。本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに合うためにも、平日一日6時間という現行基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことを提案する。 【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。	
H26	438	05.教育・文化	市区長会	全国特例市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市へ移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について県費が財政措置を講じること。(参考)指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。県費負担教職員の不平等等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定められているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県一統の帰属意識が強く、地域に根ざす意識を持てにくくなっている。市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進捗がない。 【懸念の解消策】別紙のとおり	【再掲】 ⑤文部科学省 (0)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭33法135)、義務教育費国庫負担法(昭37法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭33法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を見つつ、広域での人事調整の仕組みも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
H26	439	02.農業・農地	都道府県	岐阜県	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条1項、5条1項	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	【現況】県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の実体的な企業名の提示等)が、現れに遅く回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工業団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致を進めることができる。	4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法220)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣(農地等の確保等)に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の認定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣(国)と地方(都道府県)及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その原因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (4)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基本として従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農地法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎的明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	441	09.土木・建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第33条第1項(道路の占用の許可基準)	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	【現状】岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所はすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るとする原則)が適用されている。 【支障事例】県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が継続している。 【支障事例の解消策】無余地の原則を緩和し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につながる。	9 【国土交通省】(5) 道路法(第27法180)道路の占用の許可基準(33条1項)について、電気自動車のための充電機器を道路の道路区域外に設置することが利用者の利便性又は設置費用の観点から適当でない場合には、同項の道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに該当し、道の駅の道路区域内に設置することが可能であることを、地方公共団体に通知する。
H26	442	01.土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	【現状】岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km <sup>2</sup> を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。 【支障事例】地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当該の地籍調査対象面積8,625km <sup>2</sup> のうち当該制度の対象面積は2,369km <sup>2</sup> で、約割の土地が補助対象外のため、進捗制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	
H26	443	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表1の注2指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年5月1日 老人年金第9号厚生省老人保健福祉局長訓令第2の2の2)(4)(5)	短時間訪問介護の算定要件の対象拡大 「身体介護20分未満」の日中区分利用対象者が要介護3～5に限定されているところ、要介護1、2も含める。	【現状】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」において、日中(午前8時から午後6時まで)における利用者の基準は要介護3～5の者と定められている。 【支障事例】身体介護20分未満の区分は、要介護者本人の生活リズムに合わせて、必要なタイミングで必要なケアを提供するサービスであり、服薬確認や水分補給等の短時間でできるケアを確実に行うことで、健康状態と本人の自立度の維持、向上につながる効果がある。こうしたケアは軽度の要介護者に対して、より導入しやすいが、日中時間帯の利用制限があることで、必要なタイミングで必要なケアを受けることができない障害が生じている。 【支障事例の解消策】「身体介護20分未満」の算定要件に要介護1、2を日中区分利用対象者に含める。 【対象拡大の必要性】平成24年度の当該区分導入前に当該が実施したモデル事業において、約34%は軽度者の利用であり、うち7～8割は日中の時間帯での利用であった。実際には、軽度者に対する短時間ケアの導入により、生活リズムが整い、体調も維持できたことで、生活の質の向上につながった事例もある。また、モデル事業に参加した訪問介護事業所、ケアマネジャーともに、その効果を実感する一方で、制度で日中時間帯の軽度者利用制限が分ることについて疑問の声が挙げていた。 【効果】要介護度は要介護度にかかわらず、必要なケアが必要なタイミングで利用することができる。また、短時間ケアにより、要介護者の状態		
H26	444	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第1条の2	予防接種法の対象拡大	平成24年4月1日以前の生まれの者(定期接種の機会が2回なかった世代)に対する風しんワクチンの接種を定期化できるようにすること。	平成24年4月1日以前の生まれの者(定期接種の機会が2回なかった世代)に対する風しんワクチンの接種を定期化できるようにすること。 【現状】風しんの定期接種は、現在、1歳と小学校就学前1年間の2回接種となっているが、平成24年4月1日以前に生まれた者は、未接種又は1回接種のみであるため、風しんへの免疫が十分でない可能性がある。 【支障事例】平成24、25年に、風しんの全国的な流行があり、先天性風しん感染症が増加した。このうち、風しん患者の7割以上が男性、うち20代～40代が8割を占め、風しんワクチン接種が十分に行われなかった世代と一致する。今後も免疫が十分でない者が風しんにかかった場合、風しんが流行し、先天性風しん感染症が発生する恐れがある。 【支障事例の解消策】風しんの定期接種の対象者を拡大し、平成24年4月1日以前の生まれの者(風しんの免疫が不十分な者)が定期接種として予防接種を受けられるようにする。 【効果】風しんの感染リスクが低下するとともに、免疫の不十分な女性が妊娠した際の先天性風しん感染症の発生が抑制されることで、安心で子育てができるようになる。また、定期接種の費用負担は地方交付税措置されるため、任意の予防接種より自己負担が軽減される。ワクチンを接種しやすくなる。その他に万が一、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、定期接種であれば、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種健康被害救済制度により救済される。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	445	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	対象外	国民健康保険法第70条第2項 国民健康保険の国庫負担金等の 算定に関する政令第2条2項	国民健康保険国庫負担金の 減額措置の撤廃	乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の 減額措置を撤廃する。	【現状】 国民健康保険においては、被保険者の診療に対し保険者である市町村が保険給付を行った場合、法律により国がその費用の3 2%を負担することとなっている(これを国庫負担金という)。 【支障事例】 市町村が、福祉政策の一環として乳幼児の医療費自己負担分を肩代わりして負担している場合(現物給付に限る)、国は、当該市 町村に対する国庫負担金を減額して交付している(なお、岐阜県では、乳幼児医療費の自己負担分の50%、国庫負担金の減額分 の50%を補助している)。 この減額措置は少子化対策等に取り組んでいる地方の努力と相反し、これを阻害している。 【支障事例の解消策】 乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	
H26	446	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	割賦販売法第40条第3項、第41条 第1項 割賦販売法施行令第33条	割賦販売法に基づく包括信 用購入あっせん業者に対する 報告徴収、立入検査に對する 都道府県のみで行われる場合の権限付与(併行権限)	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報 告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(郵務が一の都道 府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する 事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。 この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん 業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場 合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う)。 包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以外の権限移譲については、権限を行使した時の影響が全国に及ぶこ とや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	
H26	447	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	環境省	A 権限移譲	環境省関係右諸による健康被害の 救済に関する法律施行規則第25条 第1項	環境省関係右諸による健康 被害の救済に関する法律施行 規則(平成18年環境省令 第3号)第25条第1項に規定 する申請等の理由に係る事 務の移譲	申請等の理由に係る事務は、保健所設置自治体で実施してい るが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基 き大臣が長官職務となっているので、法に基づく事務として明確 にする必要がある。	独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣 の指定する者、委託契約を締結して該事務を既に実施しているところなので、実態にあわせて法に基づく事務として位置づける必要 がある。	
H26	448	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症の予防及び感染症患者に 對する医療に関する法律第43条 第1項	指定医療機関等の指定等 ・特定感染症医療機関からの 報告聴取等の移譲	特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、当該 職員に管理者の同意を得て検査をさせる規定。	感染症患者に対する医療が公費負担とされていることから、必要時に行うことができる規定になっていて、特定感染症指定医療機 関には、その権限を厚生労働大臣または都道府県知事を持っている。 特定感染症指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は他の感染症指定医療機関と同様に県又は保健所 設置市で担っているため、当該権限についても、他の感染症指定医療機関と同様に県単位の権限として支障がない。	
H26	449	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第49条	指定医療機関等の指定等 ・生活保護法に規定する 指定医療機関の指定の移譲	各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、 国民設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行う ことが効率的であるため提案する。	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は県で担っているため、当該権限につい ても、県の権限として支障がない。	
H26	450	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	栄養士法第2条第1項、栄養士法 施行令等、栄養士法施行規則等、 栄養士養成施設指導要領等	養成施設の指定の移譲(栄 養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設 の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行 うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後も管理栄養士養成施設に関し ては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県 に移譲されると、国と県が一つの養成施設に対して、同時に指定権限を持つ状態になる。 そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を 行っている段階である。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	452	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第13条、第14条	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等 補外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲	①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が所管しており、事業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が一元化されることで、事業者の利便性が向上する。移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の技術的助言は不可欠であると考える。 また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員員の増員やこれに伴う経費の増加などが想定される。	[再掲] 【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	453	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検査機関の指定等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	地域の状況より把握している都道府県において事務を担うことで、指定だけでなく、立入や指導等の際にも迅速な対応が可能となると考える。	[再掲] 【厚生労働省】 (1)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。
H26	454	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第25条第3項、第4項	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	国から都道府県への権限移譲	病院に対する報告徴収、立入検査権限は、都道府県にあるが、特定機能病院いども地域における医療体制を担う役割を有しているため、当該病院に関する報告徴収、立入検査についても、都道府県で一元化して把握した方が、地域医療を推進するために有効である。 また、特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を担う病院であることから、権限移譲を受けるにあたっては、専門性の高い知識を有する医師等のスタッフの配置が必要である。	
H26	455	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第4条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づき2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲(参考) 以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の二以上の都道府県の区域にわたる組合についても権限移譲されることにより、県内を活動地域とする組合に対して統一した対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点から、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	【農林水産省(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(農林水産省と共管)[再掲] 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。
H26	456	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、23条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関しては、一部の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務	製造業者によっては、登録、検査事務以上に移動時間の短縮につながる。本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものと考えられる。 ただし、地域別に手続きの相違が生じないよう統一した手引きなどの整備は事前に必要となるものとする。	
H26	458	10.運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱、地域公共交通活性化・再生総合事業実施要綱	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を必要とする。 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の設定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村との連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	



年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	464	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第30条、第48条の2 労働者派遣法第5条、第48条	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働者の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を熟知した都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。	[再掲] 【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ロ)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88条条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (ハ)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的資格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (ニ)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	465	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第3条第3号、第8条、第17条、第18条	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。	公共職業安定所(ハローワーク)が持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミスマッチの範囲で活用されるものと見込まれ、住民の福祉の増進、産業経済の発展、教育等に資する施策を効果的に実施するために活用されるべきものであるから、当該業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するよう現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。	[再掲] 【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ロ)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88条条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (ハ)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的資格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (ニ)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	466	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇ったときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとすることで、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるより、その権限を都道府県に移譲すべきである。	[再掲] 【厚生労働省】 (9)雇用保険法(昭49法116) 雇用保険法の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
H26	467	09.土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施の移譲	直轄河川の整備等に関する計画、工事及び管理の権限を国から都道府県に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、国土交通省との協議を進めることとし、関係市町村の意見を確認する必要があるとともに、関係都県と協議していく必要がある。 また、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、移譲に伴う財源措置及び人員確保の方策については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き検討を行っていただきたい。	
H26	468	02.農業・農地	都道府県	神奈川県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び第5条	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国の調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4haの転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	469	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業クラスター計画	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示 地域の強みを幅広く集約するために、県境やブロックを超え、より強みと結びつきが確実(各自自治体)等のコーディネート補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 ※地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) ※産業公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
H26	470	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業)) 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローアップ一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 ※地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
H26	471	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。	【再掲】 【経済産業省】 【4】中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
H26	472	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、国は計画が認定された後に求められる意見書提出が関係できない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売しにくいケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元とのバックグラウンドが異なるが、産地側で売れ残れにくいことも難し、産地側における販路開拓支援は、単純な商輸であり、むしろ推進するべきである。そして、現状の方式では、地元と体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めているのである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差がある一方で、全国的には選んでいる都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めようとするのである。なお、国は全国的な視点から計画の準則を定め、県は準則を踏まえたが各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	【再掲】 【経済産業省】 (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法30) (1) 地域産業資源活用事業計画の認定(第6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を行い、原則として「経済産業局に事前相談があった段階で行う」とともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参加し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に進捗する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を確認し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (注) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う、あわせて、都道府県が自ら支援策を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	473	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第40条	中心市街地再興戦略事業費補助金(田・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言	中心市街地の活性化に取り組む市町村がまちづくり会社を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。これの地域の産業・経済の振興に関する事務は、権限や財源の移等と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。	【再掲】 【経済産業省】 (8) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。
H26	474	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後「企業立地促進法」)の第5条2項1号、号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。	企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意は、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適合した迅速な基本計画の策定の支障となっている。協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けた段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議がわれ、関係経済産業局・事前(企業変更)を提出し、次に企業変更に基づき本省協議が行われ、関係各府の事前協議を経て、よや正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国が開いたところ、主務大臣の同意タイムが月1回程度とされており、これは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。 最近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を移すことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年9月の予定である。この変更内容は、基本計画の中からは、県の財源が切れている事業が廃止になったため、計画の認可から削除するものであるが、その程度の変更により半年近くの間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係府庁数分の大臣の同意を得る必要がある。地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適合した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等に対応することで良しとすべきである。	【再掲】 【経済産業省】 (10) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び5条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととする。また、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	475	10.運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱、地域公共交通確保維持改善事業実施要綱	地域公共交通確保維持改善事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持改善事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に委譲する。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。地域公共交通確保維持改善事業補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アセスメントを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持改善事業の執行に支障をきたす。この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてより市町村の連携に資する支援を行うと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	[再掲] [4]国土交通省 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりを連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通確保維持改善事業等を作成する旨の地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識、データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
H26	476	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第8条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条	省ユネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	当該事務・権限は国による自己任せの結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対しての権限を地方に付与することを「全国一律一斉に委譲するもの(A-a)」としている。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものと考えられる。ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項については、調整する必要がある。 特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体(国)の間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み 特定事業者への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分 検査・マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み	[再掲] [4]経済産業省 (4)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業者等)が一の都道府県の区域内のみにもあるものに限り、)に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関係等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	477	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医師臨床研修補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	補助金の執行等の移譲 臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等	地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進捗及び交付決定を行っているが、経由事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定をできるようにする。	地方厚生局からの交付申請依頼に基づき、県が各臨床研修施設へ交付申請依頼を行っているが、地方厚生局が提示する提出期限が短い場合、県への提出期限をさらに短くものにせざるを得ず、各臨床研修施設の大変な負担となっている。また、移譲にあたって、事務事業が広域的であることによる支障が少なく、まとまった規模の事務・権限を移譲することで、国の出先機関の見直しにつながる。	[4]厚生労働省 (1)医師臨床研修補助事業 医師臨床研修費補助金の交付申請手続については、臨床研修施設が申請に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、提出依頼に係る事務連絡を、毎年度の予算成立後速やかに行う。
H26	478	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第33条～第47条	登録検査機関の登録等の移譲 ・食品衛生法の登録検査機関	①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監視したほうが、食品衛生行政を効率的かつ効果的に遂行することができ、移譲を求める。 ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関の指導に関するガイドライン等の技術的助言は不可欠である。また、検査機関の問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。	
H26	479	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第134条	後期高齢者医療制度に関する法律 市町村・広域連合に対する報告徴収、実地検査の実施等 ・市町村及び後期高齢者医療広域連合に対する報告徴収等	後期高齢者医療制度の運営に関し、厚生労働大臣が都道府県知事等に対して報告徴収等を行う権限を一元化するため、都道府県知事への移譲を求める。 ・市町村及び後期高齢者医療広域連合に対する報告徴収等	高齢者の医療の確保に関する法律第134条第1項において「厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。」と定められている。一方同法第133条第1項において、「都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしようとする。」とされている。現在、県及び地方厚生局が134条による広域連合に対する報告徴収を実施しており、重複しているが、地方厚生局はこの結果に基づき都道府県知事に対し、133条に基づく指導を行うよう求められている状況であり、国の権限としても完結しているが、プログラム法に基づく制度の存続が図られることなどにより、平成20年度の制度発足から一定期間を経過し安定的な運営がなされていることを踏まえ、報告徴収等について重複を解消し都道府県に一元化することで、都道府県における報告徴収・指導が一体的かつ効率的効果的な政策展開が図られることとなる。なお、保険事業を実施するうえで参考とすべき全国状況は国ホームページ等による公開情報や国及び関係団体から情報提供を随時受け付けていることから、広域的事務であることの支障がない。	
H26	480	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第29条	健康保険組合等の指導監督	健康保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う健康保険組合等への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ・健康保険組合等の事業及び財産の状況等に係る立入り検査等 ・健康保険組合等からの届出受理、各種認可事項の審査 ・健康保険組合等の事務に係る縦義理会の対応	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。公的医療保険制度では国民健康保険制度の財政責任を都道府県が担うこととされたところであるが、住民人口の割合を占める健保組合等に対して都道府県は何ら権限を有していない。 これまでも、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費適正化計画の策定や保険者協議会の運営で健保組合等の役割が大きいが、都道府県からは協力要請に留まっているのが現状である。 包括ケアシステムなど、今後の社会保障制度、特に医療介護制度において地方自治体や地域の役割が重視される方向のなかで、国と地方の役割について改めて整理し、社会保障の重要な一翼を担う健保組合等に対する指導監督権限も厚生労働省ではなく都道府県に移譲することが望ましい。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	481	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	国民健康保険法第106条、第108条、 地方自治法第245条の4	国民健康保険の保険者の指導の移譲	国民健康保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う医療機関等への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求む。 ・保険者及び国保連に対する事業等に関する検査等 ・国保組合及び国保連に対する監督上必要な命令 ・保険者である市町村に対する地方自治法上の技術的助言等	この間進められている社会保険制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保険制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。公的医療保険制度では国民健康保険制度の財政責任を都道府県が担うこととなるところであることから、国と地方の役割について改めて整理し、国保の保険者及び国保連に対する検査・命令等について国との重複を解消し、都道府県に一元化することで、効率的効果的な政策展開が図られることとなることから、都道府県に移譲することが望ましい。	
H26	482	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第73条等 社会保険診療報酬支払基金法第18条、第19条等 社会保険審査官及び社会保険審査官法	医療医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	医療保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う医療機関等への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求む。 ○医療機関等に対する指導・審査業務、保険医療機関等の指定及び保険医等の登録の申請等、施設基準の届出等に関する業務 ○社会保険診療報酬支払基金支部における適正な審査と迅速適正な支払を確保するための事務 ・審査委員会からの診療担当者に対する出頭、報告等の要求の承認及び診療報酬の支払いの一時差し止めの承認 ○社会保険審査官及び社会保険審査官法に規定する健康保険法・船員保険法による審査請求に係る事務	この間進められている社会保険制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保険制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。今後の社会保険制度、特に医療介護制度において地方自治体や地域の役割が重視される方向のため、国と地方の役割について改めて整理し、保険医療機関等への指導監督について都道府県に一元化するとともに、社会保険の重要な一翼を担う社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導監督権限及び社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務も厚生労働省ではなく都道府県に移譲することが望ましい。	
H26	483	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第3条、第4条	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあせんの事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労務事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分ににかかっている。 従来から、労働組合を介さない個別紛争については、都道府県(労政所管理が中心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあせん事業を行っていたが、平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。 その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されることが望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。また、都道府県は日常業務として労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との接点を有しており、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題を取り上げ各種施策に生かすことも可能となる。 さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあせんは、都道府県の労働委員会が担っていることから、これの一体的な取組により、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきである。	【厚生労働省】 16) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112) 個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。
H26	484	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条、第101条、第102条、 労働安全衛生法第90条、第91条、 第92条	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政と密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労務事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分ににかかっている。 国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。	
H26	485	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条、第101条、第102条、 労働安全衛生法第90条、第91条、 第92条	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政と密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労務事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分ににかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当該業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。	
H26	486	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	社会保険労務士法第30条	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行うなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。 また、今後増加が想定される個別労働紛争等への対応で「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」もより幅広く行うべく、現在立法正も検討されている。 これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めると併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。 現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分ににかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されることに加え、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労務事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	487	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働者災害補償保険法第49条の5	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。	労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求め、事務権限移譲を求める。現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分に発生している。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。	
H26	488	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条 安全衛生法第90条	労働基準監督署の指揮監督の移譲	労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。	労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分に発生している。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。	
H26	489	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用対策法第7条、第9条、第10条 高齢者等の雇用の促進等に関する法律第9条、第10条 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体を取り組むべきである。現状において、都道府県では権限は限られたもの、労働センター、労務事務所等において同様な業務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分に発生している。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。	
H26	490	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102条の2、 第102条の4、第103条、第109条、 第111条、第115条	雇用対策に取組む事業主に対する助成の移譲	雇用対策に取組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求められていることから、これらは一環であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を生揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができる都道府県に権限を移譲するべきである。現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分に発生している。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。	
H26	491	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	男女雇用機会均等法第29条第2項 育児・介護休業法第56条 次世代育成支援対策推進法第12 条第6項 パートタイム労働法第16条第2項	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	都道府県では労働センター、労務事務所等において同様な業務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分に発生している。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体を取り組むべきである。	
H26	492	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	男女雇用機会均等法第17条、第18 条 育児・介護休業法第52条の4、第52 条の5 パートタイム労働法第21条、第22条	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法)に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の移譲	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法)に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労務事務所等において同様な業務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分に発生している。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。現在の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。さらに、県行政の課題として取り上げること、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	493	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第116条第1 号附則第17条の2	両立支援に取り組む事業主 への助成の移譲	両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理 及び支給決定事務を都道府県に移譲する。	両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、地方の実情に応じた支援が求められている。育 児・介護休業法第30条を改正して「事業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対して様々な 支援策を示すことができる。本県では、県が認証した事業者が融資における審査措置や入札における加点評価を受けること ができるが、両立支援の助成金事務を県に移管されれば、事業主にこれらとセットで周知することができ、三重行政を強くことな る。 なお、支給要件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県労働局となっていることから、支給に当たって の要件の確認のため、都道府県労働局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。	
H26	494	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第3条第2項以外	商工会議所に係る経済産業 大臣の許認可権限の都道府 県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等 について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移 譲する	商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款 変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管府県が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲 により、このほか三重行政の権限を戻すことで、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 商工会議所からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して 都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくて済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。 ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を超えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲には なじみないと考えられる。 また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になって おり、このことから都道府県等に権限移譲すべきものと考えられる。	【再掲】 4【経済産業省】 ②商工会議所法(昭28法142) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関 係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る ための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえた り、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。
H26	495	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	知的財産推進計画	産業財産権に関する相談事 務(知的財産権に関する相 談受付、裁判会)の都道府 県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の 開催等 (相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用 いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類 の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行って おり、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うことある都道府県が同様の業務を行うことは公平 性の確保に資し、支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもみなと公平性を 害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるものとし、事務の効率化も 図られると考える。	
H26	496	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強化法第75条 産業技術力強化法第17、18条	産業財産権に関する確認事 務(中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置 される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された特許申 請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応 を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に 該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置 される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された特許申 請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応 を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに異なるべきものであるこ とから考えると、本県での特許料の減付審査等の事務についても、地域の財力等に応じた事務を行った方が、事務の効率化が図ら れ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと考えられる。	
H26	497	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	広域関東圏産業立地ガイドブック	地域経済動向の把握及び分 析等の事務の都道府県への 権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済 動向をヒアリング調査等を実施し、その結果の集約・分析等を行 う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動的確保の観 点からも、地域が行うことが望ましいと考える。 また、広域的な実施体制を構築する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査の活用なども可能であることか ら、都道府県が当該事務を行った方が、より効率的で地方の実情に応じた処理がなされると考える。	4【経済産業省】 (24)地域経済産業調査に関する事務 経済産業省が行う地域経済産業調査については、希望する都道府県と事務の実 施方法等について協議を行い、協議の整った都道府県が実施することとする。
H26	498	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	官公需についての中小企業者の受 注の確保に関する法律第3条、官 公需適格組合の証明及び競争契 約参加資格申請書の内容確認要 領	官公需対策に関する事務の 都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づき「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書 の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想 定したものが行えるようになるものである。 なお、国は毎年度「中小企業者に対する国の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取 扱いは保たれると考える。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	499	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	商品取引所法第86条の3、第96条の21、第96条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条、定期による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	商品取引所に基づく、①商品取引所等への報告徴収、立入検査、②商品取引所への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、機関、③委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令 定期による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引所への報告徴収、立入検査、指導、是正命令	事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効果的である。 また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等による対応も可能と考ええる。	
H26	500	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	コンテンツの創造、保護及び活用 の促進に関する法律第19条	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 コンテンツビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は当該事業を行う権限を有していないため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につなげていないという支障がある。	
H26	501	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等を広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	
H26	502	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、産工会、都工企議評、「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と密接に連携し、総合かつ継続的な支援を実施していただくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。 現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。 県ではこれまで工業水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。 横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	【経済産業省】 (a)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (1)振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (b)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。
H26	503	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	工業水道事業法(以下「法」といふ)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第2項、第21条に規定する工業水道の届出・許可 法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業水道事業に関する報告 工業水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査	工業水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県が行うべきである。 現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。 県ではこれまで工業水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。 横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	
H26	504	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	計量法第93条、第94条、第98条	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。 現在は、国(経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続にかかる時間がかなり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	505	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	エネルギー政策基本法第14条	エネルギーに関する広報に関する事務の都道府県への権限移譲	エネルギー教育の普及、省エネルギー・新エネルギーの普及促進のための事務を都道府県に移譲	国は原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、国と地方とで意見が分かれがらになってしまうことから、原子力政策の推進等に着しい支障を生じる恐れがあり」としているが、次の理由から、地方がエネルギー広報を行うことに支障はないと考える。 エネルギー政策基本法第6条で「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの供給に関し、国の施策に準じて施策を講ずる」と規定されており、「国と地方とで意見が分かれることを基本的に想定していないこと。 エネルギー政策基本法第14条で規定されている「エネルギーに関する知識の普及等」は、エネルギー全般を対象としていること。また、平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効力化などにより、可能な限り低減させる」としており、地域に部署した省エネルギー・再生可能エネルギーの広報が重要性を押ししていること。 もとより国がエネルギー広報を行うことを否定するものではないが、特に再生可能エネルギーの普及や省エネ活動の促進については、地方に委ねるべきである。エネルギーの使用の合理化等に関する法律第85条では、「地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮する」としているように、また地域の住民や事業者の理解を得ることがエネルギー広報の目的と考える。	
H26	506	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平均効)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネルギーに基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	国は新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければならない、エネルギー政策のバランスを失うことになり、着しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けつつ、地域の状況を知っている地方自治体が行うことが合理的かつ効率的である。 前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する事務は、地方に移譲するべきである。 また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い改正されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲するべきである。	
H26	507	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の認定に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の認定に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。 この発電設備の認定の基準は、「発電及び取捨を行うことが可能な体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に予測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が難しく、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。 地域の土地利用計画等の整合性 メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることが、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。 再生可能エネルギーの普及状況の把握 設備を認定した件数(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。 設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することが可能となる。 設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効率的である。	【再掲】 【経済産業省】 (2)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (1)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項) ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項) ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条) ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (1)再生可能エネルギーの普及及び導入するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。
H26	508	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	九州成長戦略アクションプラン	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務に係る改善	当該事務に係る経済産業局としての事務の廃止	都道府県と重複している、経済産業局におけるセミナー・商談会の開催や英語版ツールの作成等の国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を廃止し、二重行政を解消することにより、国としては、オールジャパンとしての事務に特化し、都道府県としては地域に根ざした国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を担うことで、国と地方が連携した効果的な政策展開が期待できる。	
H26	509	10.運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲		・外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 ・観光地の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	ビジット・ジャパン地方連携事業は、民間を主体とした組織等が実施しようとする事業のうち、広域的・効果的な訪日旅行を促進する事業であり、地方自治体等と負担を共有して実施するもの、民間を主体とした組織等と、産業振興等の施策で自国から密接に連携する都道府県が単独で連携主体となることで、事業者の利便性や地域の実情に即した(他の企業・団体との組織等)連携が可能になると考える。現在、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を越えた広域で取組む訪日プロモーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能のため、国の直接的な関与を求めるとは必要はない。また、国の関与があることで、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されることが想定されるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	510	07_産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省、経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準等の国から都道府県への移譲	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との重複や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。一方で、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考えられる。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要がある。総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各県が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考えられる。	
H26	511	07_産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、経緯変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との重複や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務と密接に関連する業務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考えられる。	
H26	512	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17・18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓)	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求人求職の申込みの受理、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実施を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効率的な職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住居地である身近な場所で職業紹介を行うようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一律の雇用対策が講じられなくなる、ILO条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事会が得た「ネットワークは地方移移で変わる」(別添参照)により、解決できるものと考えられる。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	
H26	513	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(徴収)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(訓練延長給付)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一律の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受給事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲すべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効率的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。また、船員の職業紹介の国から都道府県への移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。	
H26	514	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員法第101条、第102条	運航労働検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労働等の問題について、スピーディーな対応が実現し、地方行政へ反映することが可能であると考える。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	515	09.土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条等	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営審査審査の審査権限についても、同法第27条の第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類の提出は第一務法定受託事業となれ(同法第44条の5)、知事を経由することとなっている(同法第44条の4)したが、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行おうとする場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならず、その分処理期間が長くなっている。同時に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基づく報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)監督(法第28条等)の権限も移譲されたとした場合、現在の大員許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。この際、現大員許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を移譲した場合は、許可した都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならないと、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	
H26	516	09.土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第5条等	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を經由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。 【移譲に当たっての懸念】 免許権限に付随して、宅建業法に基づく報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)監督(法第65条等)の権限も移譲されたとした場合、現在の大員免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が厳然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考える。また、現国土交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を移譲した場合は、免許した都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならないと、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	
H26	517	09.土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法等地方整備局組織規則第12条	直轄事業に係る土地等の取得、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う土地物件の移転及び損失補償に関する事務(地方自治体事業に係るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行うこと。	実施取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体を実施することが適切である。仮にダム事業、海洋事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要と考える。	
H26	518	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準第32条の2	保育所における給食の外部購入の拡大	保育所における給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部購入が認められているが、3歳未満児についても外部購入を認めること。	保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部購入(保育所以外で調理し納入する方法)が認められている。 3歳未満児への外部購入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限る。公立保育所のみ認められている。本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部購入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部購入できるよう規制緩和されれば、外部購入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	【再掲】 【1】厚生労働省 ①児童福祉法(昭22法164) (1)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に関する基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に關し、3歳未満児に対する給食の外部購入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
H26	519	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準	認定こども園における給食の外部購入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部購入が認められているが、3歳未満児についても外部購入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所と同様自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部購入(保育所以外で調理し納入する方法)が認められている。 幼稚園の認定こども園化の推進を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルと認め、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部購入できるよう規制緩和されれば、外部購入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	【6】文部科学省(3)【1】厚生労働省(14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼稚園の認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部購入方式を認めることができるよう措置する。 ・公立の幼稚園型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部購入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼稚園型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 【13】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣府総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に關し、3歳未満児に対する給食の外部購入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】
											地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	520	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。 「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員(2名)と心療療法を担当する職員(1名)」と示しており、児童福祉施設等に設置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであるとされている。 これを本体施設の業務に支障のない範囲において業務を認めることを求める。	国が示す「社会的養護の課題と対応策」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを果たすため推進計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当な財政的バックアップが必要とされている。 施設内での方法による同センター設置が現実的なところであるもの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専任者を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考え、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での業務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。		
H26	521	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第65条第2項 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条	施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。	現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。 省令で施設長の年齢や経歴などを定める。 施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるように、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができるため。	6【厚生労働省】 (5)社会福祉法(第26法45) 婦人保護施設の施設長の資格要件(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平14厚生労働省令49)9条1号)の5年経要件については、廃止する。	
H26	522	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等	指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよきめ細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができないことが想定される。また、様々な状況を踏まえ障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。		
H26	523	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高土壌の購入に対する負担が大きいため、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用者望みの受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと」が可能になると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。		
H26	524	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の12第5項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。 現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入所施設の規模が小さくてもよきめ細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。		
H26	525	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の12第5項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。 現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高土壌の購入に対する負担が大きいため、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用者望みの受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設が常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めることが可能になると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。		

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	526	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たさない、面積基準を十分に満たさず重層的なサービスの提供ができないといった、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となるが想定される。	
H26	527	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第17条第2項 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。	
H26	528	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第42条第2項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくためには、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。	
H26	529	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第54条第2項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第38条等	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくためには、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。	
H26	530	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第74条第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくためには、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。	
H26	531	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の4第3項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条等	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくためには、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	532	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条等	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求め、	現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができないことが想定される。 また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 この「従うべき基準」を厳格することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。 このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
H26	533	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号ロ等	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求め、	都都市においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
H26	534	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第97条第2項、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条等	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求め、	現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができないことが想定される。 また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 この「従うべき基準」を厳格することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。 このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
H26	535	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第97条第1項、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和	入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求め、	入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	
H26	536	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求め、	人員配置について、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	
H26	537	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求め、	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	538	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第44条等	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、一律に3人以上としている。 また、居室及び浴室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7、43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後利用者数の増加が見込まれることから、柔軟な対応を図れるようにすべき。 そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。	
H26	539	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のコースにきめ細かく応えることが出来るようになる。	
H26	540	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び浴室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。	
H26	541	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、指定障害者支援施設での職員確保が容易ではないため、一律の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制が可能となり、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
H26	542	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第1項等	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律で規定されているが、都市部と地方では設置コストに差が生じていることから、規制緩和により、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
H26	543	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第12条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	544	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第11条等	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していることが問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
H26	545	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の15第3項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していることが問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
H26	546	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の9第2項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していることが問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
H26	547	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第29条	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準の緩和	食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定め、申請者が「従うべき基準」の緩和を定めることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として一律に規定されており、地域における必要性の有無に関らず定められている。こうした部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待される。 なお、都道府県等が条例で基準を定め、申請者が「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、ガイドラインとする等の規制緩和を定めることである。	【厚生労働省】 【2】食品衛生法(昭22法233) 【3】厚生労働省 食品衛生検査施設の設備に関する基準(施行規則36条1項2号)については、従うべき基準として備える必要がある機械及び器具の例示をしているものであって、これらの機械等の機能と同等以上の機能を有するものを地域の実情に応じて備えることができることについて、地方公共団体に周知する。
H26	548	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第4項	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	地域医療の実情に応じた補正項目を設定することができるように緩和を図る。	既存病床数及び申請病床数について、地域医療の実情に応じた補正を行うことで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	[再掲] 【厚生労働省】 【3】医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごと異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	549	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第5項	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	当該基準を廃止する	介護老人保健施設の入所定員に係る補正については、現在経過措置により適用していない。経過措置が終了したときには当該基準により既存病床数が圧迫されるため、当該基準を廃止することで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	550	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第18条	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	病院の実情に応じた配置を行うことができるよう緩和を図る	専属薬剤師の配置について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	
H26	551	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第21条第1項	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるよう緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	
H26	552	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第21条第2項	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるよう緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	
H26	553	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第29条第2項 医療施設、更生施設、住居施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	地域の実情に応じ設定することができるよう緩和を図る	保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待される。 社会環境等の変化や地域の実情に応じて基準の見直しが必要となった場合に、国の基準を参酌基準とすることで、適切かつ柔軟な対応を可能とする。	
H26	554	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第65条第2項 老人福祉法20条の6 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(軽費老人ホームに係る部分)の緩和	人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関し、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
H26	555	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条第3項 介護保険法施行規則第126条の4の2	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	556	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の2第3項 介護保険法施行規則第140条の17 の2	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護予防サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	
H26	557	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第86条第1項	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。 今後の指定介護老人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。	
H26	558	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条等4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
H26	559	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置基準の検討に支障がある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	
H26	560	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	
H26	561	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第79条第2項	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	562	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第47条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	「従ふべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個々の基準を満たさない団体が除外されており、我が国における高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。	
H26	563	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項 職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3	地方に条例委任されている「普通職業訓練」における職業訓練指導員の資格が従ふべき基準とされていることに対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村が「普通職業訓練」における職業訓練指導員の資格に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができ、従ふべき基準とされているが、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。	【制度改正の必要性】 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格については、職業能力開発促進法施行規則(以下、「省令」という。)第36条の15及び省令第46条のと各令48条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に携わることが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない高卒や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を残していたとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公資格所有者等が普通職業訓練を担当することができるものの、その範囲は限定的となっている。 こうした状況については、職業訓練の質を問わず必要は認められるもの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴う新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後の法の基準を参酌基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の実情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を従用しながら速やかに実施していくことが可能となる。	
H26	564	11.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第12号	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。一方、民事訴訟法第395条には、債権者の申立てに基づき裁判所が支払督促する支払督促に対し、債務者から異議の申立てが行われた場合、支払督促の申立てに基づき訴訟の提起が認められることとなる。「支払督促」から「訴訟」へ移行する。これに伴い、裁判所の指定期限(訴訟移行後1ヶ月半程度)までに、議会の議決又は地方自治法に基づく知事専決の手続きを経た上で訴訟手数料を納付することが必要となる。 ところが、議会開催中は法179条による専決処分を行うことができず、あらかじめ法180条に基づく指定を受けていない団体では、議決以前に指定期限が経過し、訴訟が却下される事象の発生が懸念される。 支払督促は、請求が金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われることから、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。 なお本県において、支払督促への異議申立てによる訴訟が議会の委任による専決処分事項となっていない理由(地方自治法第180条に基づく指定を受けていない理由)は次の通りです。 ① 議会の委任による専決処分事項の指定の提案権は議員に専属し、地方自治体の長には提案権がないこと ② 異議申立てによる訴訟提起の事象が少なかったこと	
H26	565	11.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	地方公共団体と民間企業との間の交流促進及び交流採用の可成化	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業との間の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体においては、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法の改正や、また、地方公務員法に準じ任用できるように柔軟的な見直しである、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	
H26	566	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項 医療法施行規則第30条の30	基準病床数の算定に関する基準の緩和	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じた特定の課題を解決するためにも、全国一律の計算式に加え、都道府県の裁量により基準病床数に上乗せして設定することができる条件を定め、都道府県の独自性を高める。	【再掲】 【4】厚生労働省 【3】医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数(30条の4第2項第2号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	567	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法施行令第3条、②歯科医師法施行令第3条、③保健師助産師看護師法施行令第1条の3第1項、④臨床検査技師等に関する法律施行令第1条及び附則第2条第2項、⑤診療放射線技師法施行令第1条の2、⑥理学療法士及び作業療法士法施行令第1条、⑦視能訓練士法施行令第1条、⑧栄養士法施行令第1条第2項 等	厚生労働大臣発行医療系免許申請書類等の経由事務の廃止	標記の医療職種免許は、厚生労働大臣免許である。すでに実施済の他の医療職種免許と同様に、国において直接実施することとし、経由事務の廃止を求める。	免許の申請において、住所地の保健所及び県を経由して厚生労働省へ進捗することは、国までの日数を要するため、事務的に非効率的である。その上、国の免許登録日以降でない申請者が行えない業務があるため(診療報酬請求のため)、交付事務を含めて往復の日数がかかるのは適切でないと旨を伝える。免許の早期発行は、申請者等から強く求められているところである。 例えば、歯科衛生士等の免許は、国の指定した指定登録機関(自.7.1-1)が、直接免許事務を行っており、郵送等での申請も認められている。申請者の利便性の観点からも直接、厚生労働省(あるいは指定登録機関)が扱ってほしいと強く求められている。(臨床工学技師免許:国直接実施) (歯科工士免許:H27.4.1-1)国の指定した指定登録機関実施。H26.6医療介護法 法案成立) なお、経由事務としながらも、国からは審査業務まで行われていたのが現状である。このため、県等が申請業務等における過失責任を求められ、訴訟に発展する可能性が存在する。国の免許であるから、国の責任において免許申請等の対応を行っていただきたい。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	568	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	①医療法第30条の12 ②医療法第30条の4 ③地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条、第6条及び第7条	①病床機能報告制度の運用、②地域医療ビジョンの策定、③新たな財政支援制度の新設	①②ガイドラインの策定はこれからであるが、国による細かな制度設計等は必要最低限に止めるべきである。 ③方針や案の策定はこれからであるが、国への計画提出などの手続や後述の制約などは必要最低限に止めるべきである。	病床機能報告制度の運用や地域医療ビジョンの策定、新たな財政支援制度により、都道府県が主体的に医療提供体制の改革を進めるにあたっては、地域の実情に応じて柔軟に取り組めるようにすることが不可欠である。 そのため、報告制度の運用やビジョンの策定については、国による細かな制度設計等は必要最低限に止めるべきである。 また、財政支援制度については、国への計画提出などの手続や後述の制約などは必要最低限に止めるべきである。	
H26	569	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて及び保健所設置市に任せてしまっているため、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかわる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の定義照会は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	
H26	570	11.その他	都道府県	神奈川県	法務省	対象外	会計法第48条	会計法に基づく国庫の支出負担行為の変更	会計法では、国庫の支出負担行為、支出負担行為の承認等に関する事務を、都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととされているとされているため、県で実施し国庫事業の契約手続き等の事務を県が行っているため制度の見直しを求める。	横浜市等の政令指定都市等が独自に実施している国庫事業であるにもかかわらず、県が契約書の作成を求められており、非効率的且つ事務的な負担も大きい。	
H26	571	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の厳格	公衆衛生に精通した適切な医師が確保できない場合には、平成16年に一定の条件を論ずる、医師以外の者を保健所長とすることを可能とされているが、この条件の厳格を求める。	公衆衛生医師の確保は厳しさを増しており、保健所長たる医師が十分確保できない状況にある。 保健所への医師の配置は必要であるが、スタッフとしての医師が医学的判断を行えば、保健所長業務に必要な見識と管理監督能力を有する医師以外の者が保健所長の業務を担うことが出来ると考える。 平成16年に保健所長の資格要件が条件付で一部緩和されたが、具体的な適用が極めて困難な状況にあり、実効性が低いことから、この条件の厳格を求めるものである。	
H26	572	10.運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20-1)-5	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20-1)-5	複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。 観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の厳格な認定の要件がクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針策定後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。 地域のやる気も高く高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。 観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	【国土交通省】 〔18〕観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平20-1)-5 〔19〕観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20-1)-5(観光地域づくりプラットフォームの構成員とされている観光地域づくりマネージャーについては、民間からは1名を確保すればよいことを、地方公共団体に通知する。)
H26	573	09.土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法第23条	河川法第23条(流水の占用の許可)における、水道事業者等からの水利使用許可申請に対する河川管理者の審査の判断は、「需要量」が基準となっているが、今後は、大規模災害等の発生に備えた水容量も含めて予め許可していただけるように、申請者の立場として、規制の緩和を提案するもの。	河川法第23条(流水の占用の許可)における、水道事業者等からの水利使用許可申請に対する河川管理者の審査の判断は、「需要量」が基準となっているが、今後は、大規模災害等の発生に備えた水容量も含めて予め許可していただけるように、申請者の立場として、規制の緩和を提案するもの。	これまで神奈川県は、戦後高度経済成長期に急増する水需要に対し、県的重要施策として、相模川と酒匂川の水源開発を行ってまいりました。 現在、水需要が安定して推移している現状において、神奈川県の水容量は、県民が安心して生活し、企業も安定した事業活動を営むための必要量を確保できている状況です。 近年、水資源ととも社会情勢においては、今後起こり得る大規模災害や水質事故に備え、必要最低限の水の確保、いわゆる「ゼロ水」となるための方策が求められており、水道事業者等は、大規模災害等に備えるべく、これまで開発してきた水容量を最大限確保する事を目指しています。 しかし、現行の河川法に基づく水利使用許可に係る水容量の判断は、「需要量」が基準となっており、今後人口減が予測されるなか、水容量を最大限確保する事について、河川管理者から許可を受けることが難しくなることが懸念されています。 また、水道事業者等は、これまで、相模川及び酒匂川における水質事故や大規模災害等に備え、「災害時に備えた水容量」の検討を実施してきましたが、東日本大震災を契機に、更なる検討が必要となりました。 そこで、水利使用許可の審査にあたり、神奈川県が水源開発してきた範囲の中で、大規模災害等の発生に備えた水容量を予め許可していただけるように、水利使用申請者の立場として、規制の緩和を提案します。 これにより、我々水利使用申請者は、大規模災害発生時等においても、必要最低限の水の確保が可能となり、幅を持った社会システム構築の一翼を担えようと考えられます。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	574	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	全国一律の学級編制の基準	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情に応じて工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	【支障事例】 学級編制の標準を定める義務標準法において、教育委員会が定められた数を下回る数を学級編制の基準とすることと可能としているが、上記を定める余地がないため、この基準を超える場合は学級の分割が必要となる。このため、国が1学級あたりの児童・生徒数を一律に引き下げていくと、教職員数が大幅に増加してことになる。 【制度改正の必要性】 本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、不登校、授業離脱、学級の低下・断片化等、様々な教育課題が顕在化しており、こうした課題解決のためには、教育委員会が主体的に取り組む必要がある。学級編制の集団単位について、柔軟に上下させる工夫の余地があれば、教育委員会自らの判断により、課題に応じた分野や学校・学校に人材を重点配置するなど、地域性に応じた教職員の活用が期待できる。このため、学校設置者が学校の実情に応じて弾力的な学級編制を行うため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。	
H26	576	10.運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	通称地域市町村における旅行業登録要件の緩和	通称地域自立促進特別措置法に規定する通称地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含む)の着地型旅行事業者を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行規制】 旅行業登録のために、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない(中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難) 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行業者には営業的な魅力と映らず、旅行商品の作成が可能な旅行業者の参加が少ない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施させるを得ない場合がある。市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツアー等)では、旅行業登録がないことから、旅行業者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが毎年見られており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。一方で、定年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業より営業保証金を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討委員会」(平成25年4月)等)がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時と比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象に限定すること②旅行業業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	6【国土交通省】 (6)旅行業法(現27法239) 地域限定旅行業者を有する地方公共団体については、営業保証金の供託義務(7条1項)及び旅行業業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	577	03.医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	対象外	高齢者の医療の確保に関する法律第55条	後期高齢者医療制度における財政調整の仕組みづくり	後期高齢者医療制度における住所地特例制度の対象としない次の①・②の場合について、施設所在の市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること ①75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内の市町村をまたぎ移動した場合 ②75歳未満の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合間で移動した場合及び広域連合内の市町村をまたぎ移動した場合	【現行規制】 高齢者の医療の確保に関する法律第55条により、後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置される広域連合が運営主体となっており、施設への入所等のため広域連合をまたぎ住所の移動があった場合には、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度があるが、広域連合内の市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度および仕組みがない。 【制度改正の必要性】 老人福祉施設等が所在する市町村では、他市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。加えて、75歳未満の者が他市町村の老人福祉施設等へ入所した場合、国民健康保険の住所地特例制度により前住所の市町村が保険者となるが、後期高齢者医療制度においては住所地特例制度が引き継がないため、当該高齢者が75歳に達した際に、施設所在地の市町村の財政負担が生じることとなり、市町村間の財政負担の均衡を図る必要がある。	
H26	578	04.雇用・労働	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及び第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和	算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。	【現行規制】 職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち令で定める基準に適合する職業訓練を県が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を促進するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとって重要。この補助要件として、1訓練料当たりの訓練生が5人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合でも離れ年(等)に必要となる場合(5名)を目途に訓練生を確保できる見込みがあれば、この期間は補助対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が3人以上いる場合も補助対象とすることができる。 【制度改正の必要性】 中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成26年度に1訓練料が補助対象から外れたこととなった。今後同様に多くの訓練料が補助対象外となる可能性があるが、訓練生が少ない訓練料では企業等の収入と入る運営は困難であり、補助対象外された場合、訓練料が休止又は廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJTと合わせて実施されることから訓練料が廃止されると訓練生が職場から通うことができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。しかし、こうした訓練によりモノづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成ひいては地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練料を確保させていくことが訓練生本人及び地域にとって望ましいと考えられる。よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練料を安定して運営できるよう、訓練生5人以上という補助要件の撤廃が必要である。	4【厚生労働省】 (16)職業能力開発校設備整備費等補助金 認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	579	02.農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の(1)	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されているれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	【現行規制】 農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 田舎め遠隔地地帯に耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けている理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得しようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。 【制度改正の必要性】 田舎め遠隔地においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するが、貸借契約を解消した上で当該農地等を自ら耕作しなれば、新たに農地等を取得することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されているれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとするべきである。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (注)農地等の権利設定の許可要件のうち「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業と併せて農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う」と認められること(全部効率利用要件)(3条2項1号)については、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、全部効率利用要件の判断の上では勘案しないことなど全部効率利用要件の解釈を明確化し、地方公共団体に通知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	【調整結果】	
										具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	580	07.産業振興	都道府県	長野県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業信用保証法第2条第5項	中小企業者に対するセーフティネット保証(4号)に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定については、災害に中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】 突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害に中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から1か月近くかかると、中小企業者の迅速な資金調達(売上上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害に早期影響を受けている中小企業者にとってより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなっており、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないと考える。	
H26	581	03.医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲	現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可が必要だが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可を限を都道府県知事に移譲する。	【現行制度】 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。 【制度改正の必要性】 許可申請を麻薬小売業免許の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。 また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。 麻薬小売業者間の譲渡許可の前掲となる麻薬小売業の免許は知事権限となっており、事務処理も含め、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広が見ており、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。	【再掲】 【厚生労働省】 【4】麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡の許可に関する事務(根拠24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
H26	582	04.雇用・労働	都道府県	山形県	厚生労働省	A 権限移譲	○厚生労働省設置法第4条第1項第5号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ○厚生労働省組織規則 第792条、第793条 ○雇用保険法 第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第41条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ○職業能力開発促進法第26条の7	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む一体的取組の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。 (1)職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 (2)雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 (3)国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	【制度改正の必要性】安定的な雇用の確保は、本県経済の持続的な発展にとって、最も重要な課題の一つであり、現在、職業紹介などを担う政府と、職業訓練や人材育成を所管する県が連携して取り組んでいるところである。しかしながら、これらの雇用対策に関する政府と県の機能を一元化し、ワンストップサービスを提供する方が、事業の効果は飛躍的に向上すると考えられる。 実際、本県では平成25年度から、労働局とともに、一部機能を一体的に実施する「トータル・ジョブサポート」を立ち上げ、大きな成果を上げてきていることから、早期の完全一体的な実施の実現をすべきである。 また、本県の雇用情勢は、平成28年1月の有効求人倍率が、依然回復基調にあるが、業種により求人・求職の隔りが生じている。これらに正視雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。さらには正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。さらには正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。さらには正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。 【閣議決定(H25.12)後の事情変更】【現行制度の支障事例】【懸念の解消策】 別添のとおり	【再掲】 【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法14)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (1)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの法人格を地方公共団体に移行し提供できる取組など、ハローワークと地方公共団体と一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (2)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第98号条約の整合性、都道府県を軸とした職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (3)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的資格を伴ったものであり、国に準ずるものと法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (4)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	584	07.産業振興	都道府県	北海道	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係府省に規定を設けていただきたい。	【制度改正の経緯】 平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づく計量証明事業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければならない。【支障事例】 農協等は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自ら判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト削減に努めている。このため、25年10月に、北海道に農業団体が関係した、土壌分析施設関係者を対象とした説明会では、複数の農協から、「農協が行う土壌分析については、計量証明事業の適用除外すべき」との意見が出されており、JA北海道中央会の会議の場においても同様の意見が出ている。さらに、北海道では、クリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地域「北海道」果たしてきた役割に大きな支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 JA等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための畜産指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するよう限定的なものである。さらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であり、分析結果の評価についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要がもたらされる。 【懸念の解消策】 計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。	
H26	585	03.医療・福祉	都道府県	京都府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所長とする場合の要件を、所内に医師が配置されている場合に廃止する。	【具体的な支障】 各都道府県においては、保健所長をはじめとした行政医師の確保に努めているところであるが、慢性的な不足が課題となっている。保健所長については、医師以外の者についても①公衆衛生の専門知識に關し、医師と同程度の知識を有する者、②5年以上の実務経験、③養成訓練課程の受講を要件と認められているところであるが、上記の厳しい要件や、3年間の養成課程の義務づけ、2年以内(1回限り更新可)という期間上限が設けられていることなどから、実際には導入が難しい状況である。本府においても導入は難しく、保健所長の定年延長等に対応するなど苦慮している。保健所内に医師がいる場合、保健所長が医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員であれば、緊急時の判断等を含め実行可能であるため、さらなる規制緩和を提案する。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	586	03_医療・福祉	都道府県	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条	地方社会福祉審議会必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。	【支障事例】 社会福祉に關しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。 地方社会福祉審議会は法定必置となっているが、大抵の「社会福祉に関する事項」を幅広い見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。 【制度改正の効果】 実質的審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながることに、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営が可能となる。	
H26	588	03_医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表4の注1 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1 問48	訪問リハビリテーションサービスの利便向上及び供給拡大	介護報酬に係る訪問リハビリテーションの実施は、別の医療機関からの情報提供に基づいて実施する場合、情報提供を受けた医療機関の医師の診察があらためて必要となるが、都道府県の定め一定の基準を満たす医師からの情報提供である場合は、必ずしも診察を必要とせず、提供された情報をもとに、リハビリテーションの指示を行うことができるものとする。	【支障事例】 訪問リハビリテーションを実施する場合に、別の医療機関の主治医の診察のほか、訪問リハビリテーション事業所内の医師によるリハビリテーションの指示のため、あらかじめ診察が必要となっているが、重複した診察を行うことになり、患者及び医療従事者の負担となっている。 【制度改正の効果】 本府の訪問リハビリテーション利用件数は増加しており、今後も高齢化に伴い需要の増加が見込まれるが、質の担保として、都道府県が医師の診察の参加等一定の基準を満たすことを条件に、当該主治医からの情報提供のみで訪問リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーションの指示を行えるようにすることができれば、患者の身体的・経済的負担を軽減できる上、医師の負担が軽減され、他の診療等に注力できる・患者の待ち時間が減る等、限られた医療資源の中で、効率的な供給体制を構築することができる。	
H26	589	03_医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けず自由相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫確保の使用期間が短縮、不良在庫化し、廃棄に関する事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。 また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が高い。 都道府県の許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようにすれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅療養とケアに取組む薬局が増え、患者の在宅医療環境が充実することが期待される。	【再掲】 【1】厚生労働省 【6】麻薬及び向精神薬取締法(第28条14) 【6】麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
H26	591	03_医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法第29条	医療用麻薬の廃棄にあつたて行政職員の立会要件の廃止	麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員(立会)の下に行われなければならないこととされている要件をなし、事後届出のみでよいこととする	未使用麻薬は、予め届け出を行い、都道府県職員の立会)の下で廃棄しなければならないとされているが、在宅医療の進展により、患者が投与される麻薬の数量や品目が急増する中、麻薬の廃棄処理に時間がかかり、医療機関や薬局(麻薬小売業)に勤務する薬剤師への時間的、身体的負担が大きくなり、本府薬剤師会からも、立会)の要件の撤廃を求める声が高い。 医療用麻薬の流通を真正に予防すべきであれば、紛失・盗難等のリスクも一定に対応すべきだが、これらの日常的な管理は薬局や医療機関の自主的な管理にゆだねられており、一定の秩序が保たれていることから、廃棄のみ行政機関の立ち会いを求めるのは、整合性に欠けると考える。 また、医療用麻薬と同様に幻覚・依存作用のあるシンナーは毒物劇物取締法の適用を受け、廃棄に立ち会いが必要ないのに医療用麻薬のみ必要なのは整合性に欠けると言える。	
H26	592	07_産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第84条 商工会議所法施行令第7条	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりを持ち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求める。 なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件については「経済産業省からは「商工会議所は…国境を越えた事業者への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が一括指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。	【再掲】 【4】経済産業省 【2】商工会議所法(第28法143) 【2】商工会議所法(第28法143) 【6】商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第26法5)38条の施行改正等を踏まえて、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	593	07_産業振興	都道府県	京都府、大阪府、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する	計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)が経過後、立地企業の産業活動をその間停っていたりしたなどの支障が生じているところ。 なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続により地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発掘を阻害することはないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。 また、地方分権改革推進委員会第4次勧告においては、同意を要する協議が許される場合など、「法制度上当然に、国の規制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。	【再掲】 【6】経済産業省 【10】企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(第19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たった際の留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	594	07.産業振興	都道府県	京都府、兵庫県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第4条、第6条、第7条、第13～18条  小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施するという事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することになっているが、都道府県が行っている中小企業支援に重なり、企業にとって意旨が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないと懸念されている。 中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、加工食品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。 本補助金は6年度は2件(うち京都府内企業)が採択されており、制度が変更されているもの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先進的なモデルと誇りも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業界に詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。	【再掲】 【経済産業省】 (1)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19第39) (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している詳細審査員会に関係都道府県が構成員として参加し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う、あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	595	09.土木・建築	都道府県	京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4	市町村がほ場整備事業における換地計画認可について	市町村がほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	市町村がほ場整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内での換地計画は府知事の認可を要することとなっている。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の懸念のある事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告になったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても同計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告することを求める。	
H26	596	02.農業・農地	都道府県	京都府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項	遊休農地等の権利移譲に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	遊休農地等の権利移譲に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。	【制度改正の内容】 農地の権利移譲の許可を受けるためには、50アール以上の権利移譲であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会、遊休農地等が相当存在する区域において、新設農地を促進するために当該面積を引き下げることができるとなっている。その一方で、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に限り、個人が解除条件付き貸借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。) 【支障事例(農業)の概要】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の活用並びに新たな担い手づくりを目的とした条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。 【農業経営基盤強化促進法の関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、貸借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り手の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない(農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和)を求めるもの。	6【農林水産省】 (6)農地法(第27法29) (6)農地等の権利移譲の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。
H26	597	10.運輸・交通	都道府県	京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通大臣の認定を廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が承認されているため、国と十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、廃止を求める。 平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来の早い段階で施設認定手続きを開始する旨のものであり、上述のように前段階で承認されているものについて、申請することは二度手間であることに変わりなく、事務的な負担がある。 また、義務付け・枠付けの第4次見直しにより、標準処理期間は事前調整2月、申請後1月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。	
H26	598	01.土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第6条第1項	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づく5年周期で全都市計画区域の調査を行うことで、5年間で3,000万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるときに実施する旨の規定に改めよう求める。	
H26	599	01.土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、大阪府、徳島県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意は5～7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定で、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。 【廃止を求める理由】 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しては、市街地調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とは言いえないことから、大臣同意の廃止を求める。	【再掲】 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更を訂正しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときは除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。なお、上記の協議と併し、農地法(昭27法29)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	600	05.教育・文化	都道府県	京都府、兵庫県	文部科学省	A 権限移譲	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	【支障事例】 京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対して申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定業者(京都府(教育委員会))とで、事務処理基調協議会(加算支援基金の状況)の確認又は判定を行わず、二重の審査となっている状況がある。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	601	01.土地利用(農地除く)	中核市	函館市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	一部が一般国道または都道府県道となっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九條第二項では、この市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道となっている市町村道において、一部を変更しよとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道となっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定める都市計画の内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速く対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間**北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。	5【国土交通省】 1【都市計画法(昭和43法100)】 (1)一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更(事業の着手)に際しては、都市計画の変更を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	602	09.土木・建築	一般市	宮崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条第14号	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭和25法201) (4)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48表1項の5項)にするに当たって種々の対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
H26	603	03.医療・福祉	都道府県	長崎県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱8、10等	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	【支障事例】 セーフティネット支援対策等補助金は、自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能を強化を図る目的の補助金である。しかし、別添資料①にあるように、交付決定が遅い。セーフティネット補助金は、多岐に、運営費や、人件費等に対して補助を行っているため、事前着手を行っているが、現状である。しかし、社協などへの交付決定は、国からの交付決定を待って県の補助金交付を行っており、その間は、社協などに補助金を支払えず、滞った負担となっている。(社協へ交付決定後、支払った額は、89、468千円)また、事前協議を年度当初に行っていることも、交付決定の遅延につながっていると思われる。この補助金に関しては、他の補助金にある前年度のヒアリング等がないため、別添資料②にあるように、前年度から事前協議をさせていただき、年度当初の早期交付決定をお願いしたい。	6【厚生労働省】 (1)セーフティネット支援対策等事業費補助金について、平成27年度からの新制度の詳細が前記次第等や、年間協議スケジュールを、地方公共団体に周知する。
H26	604	03.医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	セーフティネット支援対策等事業費実施要綱3の(3)のニ 安心生活基盤構築事業実施要綱3	買い物弱者支援制度の充実	買い物弱者支援等を実施するための補助制度の条件緩和	【支障事例】 買い物支援にかかる補助制度として、セーフティネット補助金の安心生活創造推進事業の活用も考えられるが、モデル的な事業であることに加え、①抜け漏れのない実態把握、②生活課題の把握・調整事業、③抜け漏れのない支援実施事業、④地域支援活性化事業、⑤自立支援関係事業、⑥住民参加型まちづくり普及啓発事業の基本事業を全て行う必要があるため、連携が進行し、財政的、体制的に脆弱な市町村においては、ハードルが高く、活用できない状況にない。そこで、必須6事業の減収又は選択事業にする等、市町が取り組みやすい補助制度にしていだくよう要望するもの。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	605	03.医療・福祉	都道府県	長崎県		B 地方に対する規制緩和	H23.8.18日付区政労働者高齢者特別介護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居居形態を利用できる一部ユニット型施設類型に関する基準等の一部改正について	H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知が削除された特別介護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかつての事項について再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。	H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により、一部ユニット型の施設形態が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居居形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなった。次のように課題が生じている。 ①施設をユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進まない地域もある。このため、地域の中で利用者が居居形態を選択できない状況にある。 ②本来の特例1施設は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いづれか地域で事業者が乏しく、当該施設においては、他市町村からの利用ができれば、広域型として当初の目的が果たせない不都合が生じることになり、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ること懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。 ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なうことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と整合性に齟齬が生じている。 【制度改正の必要性】 このように、利用者の意向に沿う居居形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。 この改正を行なうことにより、H23.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。	【支障事例】 H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により、一部ユニット型の施設形態が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居居形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなった。次のように課題が生じている。 ①施設をユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進まない地域もある。このため、地域の中で利用者が居居形態を選択できない状況にある。 ②本来の特例1施設は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いづれか地域で事業者が乏しく、当該施設においては、他市町村からの利用ができれば、広域型として当初の目的が果たせない不都合が生じることになり、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ること懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。 ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なうことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と整合性に齟齬が生じている。 【制度改正の必要性】 このように、利用者の意向に沿う居居形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。 この改正を行なうことにより、H23.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (13)地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定(42条の2第1項及び54条の2第1項)については、当該サービス事業所所在の市町村長の同意を得て(78条の2第4項及び115条の12第2項4号)、他の市町村長が指定すること、当該他の市町村長の被験者サービスを利用できること、及び市町村長長の協議により事前の同意を得ることで、指定手続の簡便化も可能である(78条の2第10項及び115条の12第7項)ことを、地方公共団体に改めて周知する。	
H26	606	03.医療・福祉	都道府県	長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県		A 権限移譲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条、23条、26条の2、第27条、第34条	精神保健福祉法における一般人の申請・警察官通称・精神科病院管理者の届出受理後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する事務権限を都道府県から中核市及び保健所設置市へ権限移譲する。	精神保健福祉法第22条、23条、26条の2において一般人の申請・警察官通称・精神科病院管理者の届出受理後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する事務権限を都道府県から中核市及び保健所設置市へ権限移譲する。	【支障事例】 精神保健福祉法第22条、23条、26条の2の規定により、自衛他害の恐れがあると認められた精神障害者については、最寄りの保健所を経て、都道府県知事が申請・通報・届出を受理し、知事は調査の上、必要があると認めるときは、精神保健指定医の診察を行っている。 また、診察の結果、今後も自衛他害の恐れがあると認められたときは、知事は国等の設置した精神科病院及び指定病院に移送し、入院させることができることとなっている。 このように、現在、申請・通報・届出の受理のほか、その後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する業務についても、すべて都道府県保健所において対応しているところであるが、県保健所から、保健所設置市までの管轄警察署までは1時間30分程度を要する移動距離があり、対象者に対し、早期の対応が出来ないなどの支障をきたしているところもある。また、保健所設置市の通報対象者が、再通報になる事例も複数みられる状況にある。 【制度改正の必要性】 よって、自衛他害者や家族の生活相談・支援を行っている機関は、身近な市保健所であることから、これらの業務を市保健所が実施するよう権限を委譲することで、入院の段階から、退院に向けた支援の対象として、退院後の再発防止や定期的な通院継続までの一貫した支援策を計画することができるとともに、長期入院防止や患者の社会復帰に向けた早期の支援が可能となる。 【参考】 H25年度の県内の全通件数は1189件、保健所設置市管轄保健所通件数 98件、内保健所設置市管轄保健所件数 73件 約75%を占める。	【支障事例】 精神保健福祉法第22条、23条、26条の2の規定により、自衛他害の恐れがあると認められた精神障害者については、最寄りの保健所を経て、都道府県知事が申請・通報・届出を受理し、知事は調査の上、必要があると認めるときは、精神保健指定医の診察を行っている。 また、診察の結果、今後も自衛他害の恐れがあると認められたときは、知事は国等の設置した精神科病院及び指定病院に移送し、入院させることができることとなっている。 このように、現在、申請・通報・届出の受理のほか、その後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する業務についても、すべて都道府県保健所において対応しているところであるが、県保健所から、保健所設置市までの管轄警察署までは1時間30分程度を要する移動距離があり、対象者に対し、早期の対応が出来ないなどの支障をきたしているところもある。また、保健所設置市の通報対象者が、再通報になる事例も複数みられる状況にある。 【制度改正の必要性】 よって、自衛他害者や家族の生活相談・支援を行っている機関は、身近な市保健所であることから、これらの業務を市保健所が実施するよう権限を委譲することで、入院の段階から、退院に向けた支援の対象として、退院後の再発防止や定期的な通院継続までの一貫した支援策を計画することができるとともに、長期入院防止や患者の社会復帰に向けた早期の支援が可能となる。 【参考】 H25年度の県内の全通件数は1189件、保健所設置市管轄保健所通件数 98件、内保健所設置市管轄保健所件数 73件 約75%を占める。	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 5【厚生労働省】 (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (7)25条の13の第1項)を活用できるように改めて周知する。その上で、条例による事務処理特例制度に基づく保健所設置市及び特別区における事務処理の状況等も踏まえつつ、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。
H26	607	11.その他	都道府県	長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県		B 地方に対する規制緩和	漁船法施行規則第14条第1項	漁船登録事務にかつる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15t以上の漁船原簿副本水産庁長官、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡便化のため、報告を年1回とするようにも漁船原簿副本の提出を廃止すること。	【支障事例】 本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万7千3百(平成25年度)に達していることから、根拠法令を改正し、事務の簡便化をお願いしたい。 漁船登録件数等の報告については、漁船登録の完結処理のためと思われるが、例えば「船舶の捕獲・漁獲・座礁等」の約1万3千件は船舶毎捕獲、漁獲、座礁等の頭数を年1回報告(水産庁長官通知)しており、漁船登録件数を月毎に報告しなくても、年1回報告で問題ないと考えます。また、漁船原簿副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考えます。 【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡便化が図られるとともに、集計作業を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。	6【農林水産省】 (2)漁船法(昭25法178) 漁船の登録等の報告書の提出(施行規則14条1項)については、毎月から年1回に変更するとともに、登録した総トン数15t以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出(9項)については、廃止する。	
H26	608	09.土木・建築	都道府県	長崎県		B 地方に対する規制緩和	平成21年3月27日水産第2607号水産庁長官水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更手続の簡素化	「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用 第23の(1)イ」においては「20%以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この20%以上の増減を30%以上の増に緩和すること。	【支障事例】 水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画項目ごとの計画数量の変更であつて20%以上の増減がある場合は、国の承認が必要となっているが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別箇所の計画延長に20%以上の増減が生じた場合、国の承認を得てからの補助金申請となり、その手続きに早くとも2～3ヶ月を要するところ、工事の着手が遅れ、完了も遅れることとなる。 平成25年度は、計画変更申請を行ったものが46件あり、うち2件については、今回の緩和をすることにより計画変更申請が不要な案件である。 ①用地地盤面積が2,000㎡から1,300㎡へ変更になった箇所においては計画変更手続きに3ヶ月を要し、工事着手が次年度へずれ込んだ。 ②防風フェンス延長が120mから95mになった箇所においても計画変更手続きが必要であった。 【制度改正の必要性】 計画変更申請・承認が必要となる要件を、「30%以上の増」に緩和することにより、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実施要領の運用の改正をお願いしたい。 なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「30%以上の増」とした。	6【農林水産省】 (16)水産物供給基盤整備事業 事業基本計画の変更による水産庁長官の承認については、計画変更手続が共同団体に改めて情報提供を行う。	
H26	609	02.農業・農地	都道府県	長崎県		B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要領表1の1のメニューの欄の4	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	【制度改正の必要性】 産農した農業や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規農業者への就農に有効に活用することが事業の補助対象とされ、新規参入者等が従来より、鉄骨ハウスの補修を、経営資源として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。 【支障事例】 長崎県では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎強化の補修を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐震性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て補修し、ソイルセメントで固める必要があるが、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを選んで作付けする等の理由により、低コスト耐震性ハウスの強度を必要としない「品目(いちご等)の場合には、過分の補修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	611	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。	【支障・制度改正の必要性】 野菜生産出荷安定法において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。 (具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。	
H26	612	09.土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、要領	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部(水田要件)撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として受益面積10ha以上、付加要件として「水田が50%以上」となっている。このうち「水田50%以上」を撤廃する。	【支障事例】 農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上を中山間地域型については10ha以上」と記録した「中山間地域型」が新たに創設されている。 長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多いため、受益面積20ha以上を確保できない場合もことから有効な要綱改正だと考えているが、その対象地域には水田が50%以上という制限がかかっており、細地帯においては、従来どおり20ha以上となっている。 【制度改正の必要性】 長崎県では、「農民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が滞っている細地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、細地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。	6【農林水産省】 (23)農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしての旨を、地方公共団体に周知する。
H26	613	01.土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第34条第2項	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止 保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。	【支障・制度改正の必要性】 森林法第34条第2項に、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土を若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない」となっている。 近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業者の負担が多くなっている。 そこで、市町村長が審査、認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。	
H26	614	11.その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第1条第1項ニ	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大	現在定められている後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例対象地の指定を無くす。	【支障事例】 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の適用地域は事業によって条件が付き、治山施設及び地すべり防止施設の工事に限っては、一級河川または二級河川の流域におけるものに係る補助事業のみが対象となっている。しかし、離島半島を多く抱え海岸に面した集落の保全が大半を占める本県では、施工箇所によっては対象とならない事業が大半となるため、その特例の対象を地域全体に広げることができない。本県では平成24年度に92箇所で行った治山事業を実施したが46箇所が対象とならなかったものの現地の半分にあたる46箇所については対象となった。対象外となった46箇所の内訳は本土2箇所、半島18箇所、離島部26箇所となっており、半島・離島部を多く抱える本県においては折角の特例措置も十分に行き渡っていない状況である。 【現況】 H24年度の事業実績は別紙のとおり。	
H26	615	09.土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林野庁長官通達16林整治第2317号	治山事業の採択要件の緩和	過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	【支障・制度改正の必要性】 現在治山事業の採択条件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多く存在しており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画面積及び年度計画面積半減等の緩和と出来ないか。 (例)現在離島地区では水田地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haのところ20ha以上となっている。)具体的事例としては過去2年度で採択基準が5戸以上10戸未満の高尾山補助事業のうち半島集落で実施せざるを得なかった地区は五島地区3箇所、対馬地区1箇所となる。また、県における予算措置の関係もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70,000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくするために1/2まで引き下げを希望する。	
H26	617	06.環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年となっている。狩猟免許の内、比較的安くなつた網の免許について、有効期間を6年に延長すること。	【支障・制度改正の必要性】 近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らが行う免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がけがによる捕獲である。 現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実績不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。 新規に免許を取得しても、3年間は捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまふ事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せて、法令や安全対策等の講習が実施される。 近年の経験による狩猟事故に対し、比較的安くなつた網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図るとを提案します。 なお、おな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。	【再掲】 【6】(環境省) (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(第24法6)の施行改正を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	618	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合においては要件を緩和することができる。	【支障事例】 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。 【制度改正の必要性】 離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽重高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認められた場合においては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。	
H26	619	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合においては3戸とすることができるが、離島においては担い手に限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある	【支障事例】 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合においては3戸とすることができるが、離島においては担い手に限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 【制度改正の必要性】 離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、離島における農業振興を図ることができる。	
H26	620	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「農業用機械施設補助の整理合理化(合理化について)」等の見直し	農業用機械施設補助の整理合理化(合理化について)等の見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化(合理化について)」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるように規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 【支障事例】 農業用機械施設補助の整理合理化(合理化について、(昭和57年4月5日付)57子第401号農林水産事務次官依命通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多(圃場面積が狭い)といった長崎県の圃場条件や、農業種における半自動移植機の方が適する等の品目毎の視座特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。	6 【農林水産省】 (26) 農業機械の導入に係る支援施策に関する事務 農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、地方の意見や地域の仕 場条件、品目ごとの視座特性等を踏まえた上で、施策目的に照らし必要措置 について検討を進める。
H26	621	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。	【支障事例】 中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の機械の整備においては、最も活用が想定される農業事業者が組織する団体等での取り組みが難しい。 【制度改正の必要性】 長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図っていくこととされており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促進されると考える。	
H26	622	09.土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	かんがい排水事業便覧P342 第3章 第17条、第18条	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に専目した利用し出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用になってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による畜農飲雑用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。しかしながら、かん排事業は土地に専目したかんがい用水の使用が限定されているのに対し、畑地帯事業では畜農飲雑用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排事業を原点として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和44年に畑地帯事業を創設して以降、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑地帯事業と同様に農業用排水施設として改正されたが土地に専目したかんがい用水は変更されず防除用水や施設園芸用水への利用が可能となっただけのものもあります。 かんがい排水事業で建設したダムは、畑地帯事業で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの畜農飲雑用水への使用が取組めない事業制度になっており、ダム建設後の農耕地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大と社会情勢の変化に伴い、かんがい排水事業の重要性も再考されるなか、整備を行った農業用ダムの有効な活用ととともに水使用料による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの畜農飲雑用水について取組めるような制度緩和が必要と考えられます。	6 【農林水産省】 (22) 農業生産基盤整備事業(かんがい排水事業) かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使用については、畜農飲雑用水など補助対象財産の本来の目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使用で、地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を伴わないことと、地方公共団体に通知する。
H26	623	09.土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「農業競争力強化高産整備事業水利施設整備事業(排水対策特別型)」 「農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型)」 同上要綱・要領	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和	事業実施に際して、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積については特例の場合を除き排水対策整備が出来ない。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出来るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 排水対策特別事業は、水田を対象として転作作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業でありましたが、現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続される末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。 水田フル活用農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、常時地下水位の強制低下が必要不可欠であります。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路が整備された農地と整備されていない農地がある結果となってしまいます。 排水対策事業により基幹排水路を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別途事業で実施することと理解しておりますが、平拓地などの低平地にある水田地帯においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策効果が上がるものと考えます。 事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間でも排水対策(排水路)整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	625	01.土地利用(農 地除く)	都道府県	長崎県	農林水産省(林野 庁)	B 地方に対す る規制緩和	森林・林業再生基盤づくり交付金実 施要綱第2の2	国補助事業における事業主 体要件を林業者2戸以上に 緩和すること	国補助事業(森林・林業再生基盤づくり交付金等)における特用 林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で事 業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	【支障事例】 本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。 さらには、全国的なだけ需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地对峙では基幹産業としての存続が厳しい状況に置か れている。 これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工ホダ場や乾燥機、散水施設などの導入支援を行っている が、林業者等が組織する団体が行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁となっている。 【制度改正の必要性】 このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強いしいけ生産を目指したい。 平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体に参加していることから、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参 入が見込める。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数 は、年平均10名～20名いた。	
H26	627	02.農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実 施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策実 施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策実 施要綱について、耕作放棄地に 隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるより制度的 緩和を行うこと。	【支障事例】 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取り組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場 合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。 しかし、離島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として 利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組めない状況 にある。 【制度改正の必要性】 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体に整備する場合においては、原野等につい ても当該交付金の支援対象としていただくよう、要件緩和を要望する。	
H26	628	08.消防・防災・ 安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の 要請手続きを都道府県知事 から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市 町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に 依頼し、自衛隊への災害派遣要請を行うことが原則となっている。 しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類も多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に 対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求められようとする。 台風や大雨などの風水害はある程度の予備・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要す るので、避難勧告、避難指示の発令をする市町村長の判断のスピードなども考慮する。 市町村長へ権限を拡大すると、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと 考える。	
H26	629	08.消防・防災・ 安全	都道府県	長崎県	総務省(消防庁)	B 地方に対す る規制緩和	消防組織法第44条第1項、第2項	緊急消防援助隊の要請方法の 見直し	緊急消防援助隊の要請について、被災地の市町村長が、いかな る場合でも都道府県知事を経由せず、直接消防庁長官へ応援要 請することができる規制緩和を行う	【支障・制度改正の必要性】 緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内での対応が困難な場合、県域を超えた消防の応援体制であり、原則としては消防組 織法第44条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、都道府県知事を通じ、消防庁長官へ応援要請をすることとなっ ている。なお、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項で都道府県知事と連絡を取ることができない場合には、直接消防庁長官に対して 要請するものとする、とされている。 しかしながら、緊急消防援助隊の応援要請は、県内での広域応援体制では消防活動が対応できない大規模な緊急事件のある活動 要請であり、消防管理者は市町村長であることから、都道府県知事を経由せずに直接消防庁長官へ要請することが効果的 的である。 なお、市町村長から直接消防庁長官へ派遣要請した状況を都道府県知事へ通知・報告することにより、都道府県の応援体制も可 能となるものとする。	【移務省】 (2)消防組織法(昭22法226) 緊急消防援助隊の応援に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間 における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する 方向で検討し、平成26年度中に精査を得る。
H26	630	05.教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省(文化 庁)	対象外	文化財保護法第43条	歴史的建造物の活用における 文化財保護法の規制の一部緩和 (重文施設)	地方公共団体が所管する重要文化財等の活用にあたって、当該 文化財の保存や価値に影響を及ぼさない範囲で、一時的に現状 を変更するが、容易に原状に復することが可能行為については、 文化財保護法第43条による文化庁長官の許可を要しないものと する。	＜提案の経緯は別紙のとおり＞ 重要文化財については、文化財保護法第43条によって、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき は、文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっている。 【支障事例】 現在、重要文化財である長崎市の田舎港上海銀行長崎支店記念館(長崎市所有、以下「記念館」という。)内に設置している「長崎 近代史文庫・梅田庄ミュージアム」(長崎県と長崎市で共同設置、以下「ミュージアム」という。)の展示等について、文化庁 との事前協議において困難との判断が示される場合が多い。 【制度改正の必要性】 記念館の活用と保存の調和を図りながらミュージアムの展示内容を充実させ、これを広く広報することは、誘客効果が高く、重要 文化財の価値そのものを広げていくことにも繋がるものと考えられるので、記念館の保存に影響を及ぼさない範囲での展示や外 壁の掲示等を積極的に行うことは、文化行政の観点からも必要取組と考えている。 【改正の内容】 文部科学省令で定める「維持の措置の範囲」の拡大と、保存に及ぼす影響が軽微な行為の範囲拡大を提案する。	
H26	631	05.教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省(文化 庁)	B 地方に対す る規制緩和	文化芸術振興費補助金(地域発・ 文化芸術創造発信イニシアチブ) 交付要綱	文化芸術振興費補助金(地域発・ 文化芸術創造発信イニシアチブ) の採択時期の変更	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ) の採択時期を前年の12月までに変更	【支障・制度改正の必要性】 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)について、「ながさき音楽祭」事業を平成26年度募集案内に基 づき平成25年12月に申請したが、平成26年3月に不採択の通知があった。 「ながさき音楽祭」は平成24年度に3年間継続する事業として申請しており、平成26年度はその3年目にあたる申請であった。各開 催団体を通じて事業実施を計画していたが、不採択になったことにより大幅に計画を修正せざるを得なかった。 平成26年度の申請についてはこの事業に限らず、全国で194件中79件が不採択となっている。この補助金がつくことが前提で予 算を組んでいる自治体も多いと思われるところであり、採択される可能性が低いことが前提の補助金であるのであれば、各地方自治 体の予算要求の変更が可能な時期(少なくとも前年12月まで)に採択の可否が示されるようなスケジュールに変更していただき たい。 また、採択された場合においても、採択後、補助対象事業にかかる出演者や関係者など十分な調整を図る必要があるため、可能 な限り早期の採択が望ましい。	【文部科学省】 (8)文化芸術振興費補助金 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地 域活性化・国際発信推進事業)については、地方公共団体の予算措置の時期に 配慮して採択より早期に採択できるように、平成28年度分以下の募集手続につい て、募集開始から採択までのスケジュールを見直す。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	632	11.その他	都道府県	長崎県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法第59条第2号	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可視されているが、今後と設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	【支障・制度改正の必要性】 認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「B基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広い人々の寄附をはじめとした多様な活動を支えたいとする特定非営利活動法人にとって、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるように法改正を求める。 仮認定申請及び相違のみならずは、法的な観点から、仮認定申請であっても、基準を満たす運営に到達するまでにはある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。 <本県の状況> 仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人 現在仮認定の相談が来ている法人 5法人のうち設立後5年を経過している法人 4法人	
H26	633	06.環境・衛生	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第11条、第48条、第52条 食品衛生法施行令第13条、第35条第34号 平成19年3月30日食安発第0330001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外 粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外	都道府県知事が許可する添加物製造業に関して、平成19年3月30日付け国の通知により規格基準が定められた、63の添加物うち、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること。	【支障・制度改正の必要性】 粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を含む63の添加物については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」平成19年3月30日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により、新たに規格基準食品衛生法第11条第1項が定められた。 これにより、粗製海水塩化マグネシウムの製造については、都道府県知事が行う添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置が義務付けられ、平成20年4月1日より施行されることとなったが、粗製海水塩化マグネシウムの営業許可等に係る経過措置期間が設けられており、現在、従前の例(営業許可及び特定の食品衛生管理者の設置が不要)にすることができている。 しかしながら、その経過期間が終了した場合、添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置義務が発生するが、食品衛生管理者は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の資格を有する者、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修了したもの、食品衛生管理者養成施設で所定の過程を修了したもの、食品衛生管理者養成講習会の課程を修了したもの等の要件がある。 県内の粗製海水塩化マグネシウム製造業者は、経営者を含め従業員に要件を満たしているものも少なく、専従事業者が多数であり、要件を満たすためには、多額の費用と期間を要するため、廃業せざるを得ない事業者が多数発生することが予想される。 【参考】 粗製海水塩化マグネシウム(にがり)とは、海水から食塩を製造する際に副産物として発生するもので、事業者はこれを大豆腐菌菌種や調味料として販売し、広く利用されている。	
H26	634	07.産業振興	都道府県	長崎県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法施行令第25条 基準器検査規則第5条第1項第3号	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーター)の検査を行うものの基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	【支障事例】 計量器の検定等を行う計量器の検査(基準器検査)については、計量法施行令第25条第1項及び基準器検査規則第5条第1項第3号により都道府県が検査を行うものが定められている。 県の計量検定所が所持する全量25Lを超える燃料油メーターの検査に使用する液体メーター用基準タンク(50L、200L)は、県が検査を行うことはできず、茨城県に所在する(株)産業技術総合研究所にて基準器検査を受検する必要がある。また、検査は、計量法第104条により、5年に1回受けることとされている。 基準器検査を受検にあたっては、基準器運搬に多額の費用がかかり、検査期間も1〜2ヶ月を要し、検査に職員の出行が必要なことから大きな負担となっている。 【制度改正の必要性】 都道府県が基準器検査を行えるようにすることで、運搬費用や時間を軽減することができることから、基準器検査規則第5条第1項第3号について、「全量25L以下」の要件を削除することを提案する。 なお、県では、液体メーター用基準タンクの他に、法104条に基づき定期的に検査を受けている基準器(10L、5L、その他の基準プラスチック)を所持しており、この基準器を活用することにより、適切な基準器(液体メーター用タンク)検査を実施することが可能である。	
H26	635	06.環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽法第48条	浄化槽保守点検業者の登録制度の合理化	浄化槽法に基づき浄化槽保守点検業者登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行う。	【支障事例】 現在、浄化槽保守点検業者の登録は、浄化槽法に基づき、都道府県及び保健所設置市(又は特別区)において行われている。そのため、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる事業者においては、都道府県及び保健所設置市の両方において登録が必要である。 長崎県にて登録している保守点検業者173名うち、保健所設置市(長崎県及び佐世保市)において重複登録している事業者は131名者となっている。(平成26年6月末現在)。 【制度改正の必要性】 については、事業者の行政手続きを緩和する観点から、都道府県及び保健所設置市のどちらか一方において浄化槽保守点検業者登録を行うことで、県内一円で希望する営業範囲での営業を可能とするよう、法改正をお願いしたい。	④【環境省】 (4)浄化槽法(昭58法43) 浄化槽保守点検業者登録(48条1項)について、都道府県と保健所設置市又は特別区が協議の上で、地域の実情に応じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという法の目的に照らして適正な登録制度を設けることができることを、地方公共団体に通知する。
H26	636	03.医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬及び向精神薬取締法第5条	医薬取扱者の免許の有効期間延長	医薬取扱者の免許の有効期間について、免許の目的の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)	【支障・制度改正の必要性】 医薬免許証の最長有効期間は、医薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。 免許については、本県で年間1500〜2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。 免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。	④【厚生労働省】 (4)医薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (1)医薬取扱者の免許(5条)については、有効期間を最長2年から最長3年に延長する。
H26	637	03.医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、115条の33、115条の34	業務管理体制の整備等に係る事務権限の中核市への移譲	介護保険法第115条の32(業務管理体制の整備等)、115条の33(報告等)及び115条の34(勧告、命令)に係る都道府県の権限を中核市に移譲する。	【制度改正の必要性】 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行に伴い、大都市特別の創設により、平成24年4月1日にそれまで都道府県が処理していた指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等の権限が中核市へ移譲され、併せて、条例制定の権限が中核市へ移譲されたが、介護保険法第115条の32、同条の33及び同法34の業務管理体制に関する事項は、いまだ都道府県の権限となっている。 業務管理体制は、介護サービス事業者に適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守を求めて不正事案の再発を防ぎ、介護事業運営をさらに適正なものとするため、法人に対して法令遵守等の業務管理体制の整備・届出を義務づけたものです。現行では、個別の介護サービス事業所の指導・監督は中核市(長崎市)が行い、その法人の指導等(地域着座サービス)のみを行う法人は限りの長崎県が行っている。指導・監督を一括的に貫して行う上から、権限を中核市に移譲すべきと考える。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	638	07_産業振興	都道府県	長崎県	経済産業省	A 権限移譲	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行うとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について「経済産業大臣の認定を受けなければならない」となっている。同法第11条により、既に商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の案上げもしている。申請については、申請者(商店街)が適格国(経済産業局)へ計画書等を提出し両者で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がなされるのみである。 商店街活性化に関する事例は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。	【再掲】 4【経済産業省】 (10)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(第21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局と事前協議があった段階で行うこととし、意見照会を行う。 (3)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	640	06_環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条	産業廃棄物処理に係る規制緩和	FRP漁船を廃船処理するに当たり、地元造船所や漁協が漁船を解体・運搬する場合、産業廃棄物の処理に係る許可を例外的に不要とすること	【支障・制度改正の必要性】 長崎県内のFRP漁船は老朽化が進んでおり、漁業者の高齢化や産業に伴い、今後廃船処理が増加するとみられるが、漁船の多い離島等では、大村にあるFRP船リサイクル処理場をはじめ島外の産地へ搬出する必要があるものの、産業廃棄物処理の許可を持った事業者が少なく、処分経費も高いため、一部では漁船登録抹消後に不法に放置されている事例もみられる。FRP漁船の廃船処理について、地元造船所や漁協が漁業者から持ち込まれた船を解体・集積し、まとめて島外処分場への搬出ができるよう、例外的に産業廃棄物処理関係の許可を不要とする規制緩和を行うことで、漁業者の処分経費の負担軽減が図られ、円滑な廃船処理につながるものと思われる。 【参考】 長崎県内のFRP漁船数は約23千隻で、うち20年以上約19千隻、30年以上約10千隻 FRPリサイクルシステムは、県内では大村市の1箇所のみ。搬入は年3回。	6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第45法157) (3)FRPや漁船の運搬を効率化させるための船舶解体行為については、取集運搬に伴った積替え負担に該当するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処分には当たらず、産業廃棄物処分の許可(14条6項)の取得を不要とすることが可能であること、都道府県等に周知する。
H26	641	02_農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	青年就農給付金の要件緩和	青年就農給付金に係る対象要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	【支障・制度改正の必要性】 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要である。また、資材の購入や生産物の出荷等に係るコストが本土地区と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けやすいなど、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。 一方、青年就農給付金(経営開始型)における対象要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては異なるリスクを伴う要件となっており、離島ならではの農業を継承しようとする農家子弟、親戚のネットワークとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補充となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。	
H26	642	02_農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱	経営転換協働力金の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協働力金の交付対象としていただきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸し出しを推進するため、経営転換協働力金を交付する制度が平成28年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農家が農振地域外であっても協働力金の交付対象外となっている。 農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地としており、農振地域外の農地は中間管理事業を介した再生利用の推進が難しい。本県の場合、総農家数38千戸のうち47%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。 担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみならず遊休農地を所有している場合には、経営転換協働力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	
H26	643	02_農業・農地	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	強い農業づくり交付金事業における、施設の分散設置を認めること。	【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地域が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。 低コスト耐震性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう、実施要綱の補助対象基準の見直しをお願いしたい。	6【農林水産省】 (25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業 畜産の分散設置については、施設の立地条件よりも地域の中心の畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業の創設により、新たに助成対象とする。
H26	644	09_土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第8条第5項 土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年2月8日48補改第192号農林事務次官)第2-1(3)エ	土地改良事業にかかわる非農用地の編入要件緩和	基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて」「(農)施行区域内に含めることができる。(法第8条第5項)」、「その規模は、施工地域面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。	【支障事例】 中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭小で、効率的な区画配置や担い手の規模拡大意図に沿えない場合がある。現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であれば非農用地の編入が認められているもの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。 【制度改正の必要性】 基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し、農業生産を行うと以外に、その土地の有効活用が見込まれないと判断される山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるような要件を緩和すると、効率的な基盤整備が可能となる。	6【農林水産省】 (15)農業生産基盤整備事業(区画整理事業) 区画整理と区画整理に付帯して施行することを相当とする農用地の造成と工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	645	05.教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定められた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合に、教育課程特例校としての指定を行っている。 【支障事例】 特例校指定についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現時では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会を通じて文部科学省に申請を行う必要があり、申請から指定までに相当の期間を要している状況である。 【制度改正の必要性】 教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。地域を熟知している市町村教育委員会が県教育委員会と協議して指定を行うことで、迅速な事務処理が可能となり、より地域に根ざした教育課程編成が期待できる。併せて、人事配置の面においても、教育課程に応じた配置が可能となると考えられる。 (四への事後届出制、県への事前協議(届出)制)	4【文部科学省】 (1)学校教育法(附22法26) 教育課程特例校の指定(施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2)については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないよう、前年度の12月を目途に地方公共団体へ移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	646	01.土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	測量法第14条、第21条、第23条、第39条	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示義務を履行しており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)＝96件の実施がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の取用又は使用の権利行使が起り得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑問がある。また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。 【長期的な効果】 これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。	
H26	647	09.土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要項 a-2(港湾事業 a-2-1)港湾改修事業	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものには採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費2億円以上5億円未満となっており、1億で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなど採択要件に合致するよう調整する必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1億2億円以上とならなければ採択不可となるため、車止めや防波堤の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応になるが、予算不足により必要最小限の部分のみの補修のみで十分な対応が出来ないが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も総合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となると考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし。当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。	
H26	649	09.土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要項 a-3(河川事業 a-3-1)大規模河川管理施設機能確保事業	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多岐にわたっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるように、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	
H26	650	09.土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要項 a-3(河川事業 a-3-1)特定構造物改修事業	特定構造物改修事業による交付対象事業の緩和	特定構造物改修事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改修の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改修事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改修に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものも多く、対象とならない施設が多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるように、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	
H26	651	09.土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14(二)公共土木施設災害復旧事業査定方針第3-2-(六)	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常理そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常理そくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常理そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3-2-(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上に記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	652	09_土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 r-3(河川事業 r-3-1(5)環境改良事業	環境改良事業による交付対象事業の緩和	環境改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である環境改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する沼川についてはほとんどが小規模であり、対象とならない沼が多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	
H26	654	03_医療・福祉	一般市	福島市	厚生労働省	A 権限移譲	民生委員法第5条	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	【支障事例】 民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、同法第5条で都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を委嘱する上規定されている。 都道府県知事の推薦の前、市町村で民生委員推薦会を開催し候補者の推薦を行うことになっているが、市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。 このため、民生委員に欠員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠員委員の分を他の民生委員がカバーしている状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり委嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務遂行に多大なる影響がある。よって、委嘱権限を厚生労働省から都道府県へ移譲すれば、委嘱までの期間が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。	
H26	655	01_土地利用(農地除く)	一般市	大野市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地籍調査作業規程準則、第23条、第30条第1項、第2項 地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2 平成23年3月18日付国土第633号国土交通省土地・水産局国土調査課長通知	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市での木口山林において境界が確定していないことにより、村継れや森林の荒廃が懸念とともに、森林の多面的機能の低下や農家の家畜より土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算的制約、制度の制約、未相続等もあり、なごみの境界の確定が進まない状況である。 ついでに、権利者が複数な場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。 【懸念の解消策】 代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・譲り申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考えられる。 例えば、度々訴訟に発展する土地取用に関する制度をみると、買受後の消滅など、公告後一定期間内に権利者(権利できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を強制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地取用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(権利できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。	
H26	656	05_教育・文化	一般市	加茂市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にある小学校の二の学年の児童で編成する学級の基準(小学校の引き続く二の学年(第一学年を含むものを除く。)の児童の数の合計数が十六人以上以下である場合)を中学校と同じ(八人以下)とする。	【制度改正の必要性】 ①異なる学年で構成された学級では、異なる学年の内容を同じ教室で1人の教師が指導するため、一方の学年に教師が指導に入っているときは、他方の学年の子どもたちは自学の体制をとらざるをえない。特に、算数や国語などの積み重ねの必要な科目における指導にきめ細やかさがなくなる。 ②指導する教師にとって異なる学年を同時に指導しなければならぬため負担が多く、つまづきを持つ子どもも見とれがきこいとも多くなる。 ③低学年など、特に手のかかる時期の子どもにとっては、同一の学年で構成されていない学級では心の安定が図れない。 【実現した場合の効果】 地域住民、保護者、行政が上記のような複式学級の支障事例により、子どもたちの学力低下を招くことにならぬと懸念している。提案の実現によって上記のような問題は解消される。	
H26	657	08_消防・防災・安全	一般市	加茂市	総務省(消防庁)	対象外	消防組織法、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令	市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準を定める地方自治体が	市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準を定める地方自治体が多いことから、基準を徹底するよう措置すること。	【支障事例】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号、以下「第3次一括法」といふ。)により、消防組織法第15条に定められている市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準を市町村の条例で定めることとなった。市町村が条例を定めるに当たっては、政令で定める基準を参照することになっているが、政令第1条(消防長の資格の基準)第2号の「消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に二年以上あったものである。」という基準を削除して条例制定する市町村が多く見受けられる。 【支障事例】 地方分権により、いづれも条例で自由に定められることについても、現に消防長及び消防署長の資格基準を狭め、政令の基準が理不尽に守られない事態は地方分権の行き過ぎであるので、是正するよう措置すること。 この件は、地方の消防官制による民主主義の否定であり、改めるよう指導すべきである。	
H26	658	01_土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支障事例】 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原西インター間の開通に伴い、東名高速道路、中央自動車道及び甲府自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近隣の約172ヘクタールについて、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入する予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転機を迎えたとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせてまちづくりや都市計画の実現が急務となる。 【制度改正の必要性】 上記の社会・経済活動の発展を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定める市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能となる。 【懸念の解消策】 懸念は特になし。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	659	06.環境・衛生	指定都市	川崎市	環境省	A 権限移譲	環境影響評価法第10条、第20条	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあっては指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができる。とする。	【制度の経過】 平成24年4月から、環境影響評価法の改正により、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が施行令第11条に定める市の区域に限られるものである場合は、事業者に対し、当該市の市長が環境保全の観点からの意見を書面により提出される。 【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、複数の市町村にまたがる場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。また、県知事は、複数の市長意見をとりまとめため、事業者に提出する意見書には、各市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】 地域住民の最も身近な身で環境保全に配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べることが可能となるようにする必要性があり、多数の市民を有する政令都市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すことにより法改正を求めるもの。 【懸念の解消策】 事業者側の事務負担の増加について懸念されることがあるが、現行の制度においても、県知事に提出する市長意見の形成手続きとして市の審議会での審議を行っており、大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。	
H26	660	03.医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法等30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11	医療計画の策定業務等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床数に係る報告業務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	【支障事例】 津川川が医療圏を設定することで、武蔵小杉駅周辺地区の人口増など地域の実情に応じた医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画の策定は、医療や保健の面だけでなく、本市では、武蔵小杉駅周辺地区における人口の急増(10年前と比べて約4割増)や再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との連携といった、地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を緊密にして対応することが求められる。 【制度改正の必要性】 医療計画の策定は、住民の健康の保持、生命の保護に直接かかわるものであり、住民に最も身近な基礎自治体の長期計画へ位置付けした上で、課題解決に取り組む必要があると考えている。二次医療圏に関する内容について、指定都市が自ら医療計画に反映させた場合には、市内や関係団体との調整及び市の附属機関での審議など2層目程を要すると思込んでいるが、県と調整する場合は、上記期間に加え、県一での説明や県の事務手続き(行内調整、審議等)が必要となることから、指定都市が自ら医療計画に反映させた方が、大幅に時間を短縮することができる。なお、医療計画の実現に向けては、補助金を活用した誘導が有効であるとされている。医療計画の策定と国からの補助金が直接市に入ることは、一体的なものであると考えている。 【懸念の解消策】 懸念として精神科、結核科及び感染症病床の整備や特殊な診断や医療などについては、引き続き、都道府県域又は新たな地域との協力体制を構築することで解消すると考えている。	
H26	661	07.産業振興	指定都市	川崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員法第6条	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。	【制度改正の経過】 法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について全国の地方自治体へ一律、一斉に移譲する事務と整理した旨の見解を示した。一方、「全国一律」の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第4次見直しの対象とはならなかった。 【支障事例】 法務大臣が委嘱することで、結果として保潔司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動に専念しづらく支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村への帰属意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わりはなく。 【制度改正の必要性】 事務権限金について移譲を受けることで、市民に身近な基礎自治体において、地域の実情に即した活動を行うことが可能となる。また、基礎自治体で委嘱に係る事務を担当することで、人権擁護委員に基礎自治体の人権施策と連携する意識づくりの効果が生じ、相談、啓発等の事業について、より一層連携を進めることが可能となるほか、人権擁護委員に民生委員など地域の実情を把握した人員を選任することが可能となる。さらには、川崎市独自の制度である人権オンブズマン制度と、相談、啓発等の事業との連携をより一層進めることが可能となる。 【懸念の解消策】 必ずしも権限移譲を希望しない市町村があることが想定されるが、手楽方式の採用により希望しない市町村への権限移譲を回避することができる。また、法務大臣表彰等を廃止し、あるいは叙勲対象から除外する場合は、これに代わる表彰制度を市町村において検討する必要がある。	
H26	662	11.その他	指定都市	川崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し改正を行う。また、委託要綱や実施要綱の見直しを行うに当たり、地方の意見を採り入れるための仕組みを導入する。	【制度改正の経過】 法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保はら観点から、地方交付税交付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年3月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱の改正が行われた。 【支障事例】 平成26年の見直しにおいて、自由度の面で委託要綱の改正を行ったが十分ではなく、第10条で委託費の種別相互間の配分要素の際に承認が必要であると定めていることや、実施要綱の改正に伴いラッピングバスの運行が削除され、また講師に対する課料等謝金の上限額が20万円に設定されていることなど、依然として、事業執行に当たって制限となっている事項が多く残っており、創意工夫の妨げとなっている。また、国による委託要綱等の見直しは、委託事業の実現に携わっている地方の意見を採り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものとなっていない。 【制度改正の必要性】 地方の自由度を高めるために委託要綱等の更なる見直しを行うことで、指定都市の他の事業との一体的な実施など創意工夫を活かした事業や、地域の実情や特性に合わせた効果的な活動や事業の展開が容易となる。また、地方の自由度が高まることで、地域特性に適した啓発を実施することが可能となり、全国一律的に同一事業を実施することによる非効率を防ぐことができる。例えばラッピングバスは大都市以外の地域では効果が低いと推測されるが、大都市では効果的である。さらに、地方の意見を採り入れる仕組みを導入することで、委託要綱等のより効果的な見直しにつながる。 【懸念の解消策】 懸念なし。	
H26	663	03.医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第38条、地方自治法第174条の32	障害者入所支援施設の指定に係る都道府県知事の同意の廃止	指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定事務について、当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要所定員総数に既に達しているか、又はは採申請に係る施設の新設によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害者総合支援法第29条第1項の指定をしないことができることを根拠とした都道府県知事の同意を廃止する。	【支障事例】 障害者支援施設の指定については権限移譲がされたが、地方自治法施行令において都道府県知事の同意が必要となっている。本市においては、従前から障害者数に比して障害者支援施設の定員数が極端に少なく、特に市内西部地域には入所施設がなく設置について強く市民から要望されている。定員増については、県の障害福祉計画に基づき協議が行われたが、人口増加を平成22年度で見込んでいた状況から、比較的手厚な支援が必要な障害者も増加が予想されており、このうち本市の実態を踏まえた指定率も向上してきている状況から、種々な入所の障害者の生活を支えるための仕組みづくりが喫緊の課題であり、グループホームなど障害者が地域で生活していくための支援ができる「過渡型・拠点型」の入所施設「の整備等に対して、県知事の同意が廃止されることにより、本市の実態に応じた、きめ細かな障害者支援施策を実施することが可能となる。 【制度改正の必要性】 平成25年度まで135名を入所施設から地域へ移行させるなど様々な地域生活支援及び地域移行に向けた取組を行っているところである。しかしながら、強度行動障害等の障害特性等により地域生活の継続が困難な方も多く、障害者を支える家族の高齢化も急進的に進み、見守りできない状況から、「種々な入所の障害者の生活を支えるための仕組みづくりが喫緊の課題であり、グループホームなど障害者が地域で生活していくための支援ができる「過渡型・拠点型」の入所施設「の整備等に対して、県知事の同意が廃止されることにより、本市の実態に応じた、きめ細かな障害者支援施策を実施することが可能となる。 【懸念の解消策】 法で定められている計画との整合性については、障害者が地域生活をしていく上で、必要な支援コースにも対応していくことができない状況など、地域の実情について丁寧な説明し、策定の段階で市と連絡調整を行うことで担保できると考えられる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	665	01.土地利用(農 地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対 する規制緩和	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2	開発許可の技術的細目に関 して定める条例の自由度の 拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令 第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められている が、全国で一時的な設置基準であることから技術的細目の内容 を条例委任する。 また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡 大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都 市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「事納すべき基準」と するよう提案する。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づき開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、 地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができることになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に 影響が大きいことから、地域の特性に応じ、平成12年に都市計画法第33条第3項に上条の条例による制限の強化、緩和が追加 で設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されて いることよって、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がされない等の弊害を生 じている。 【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整 備に弾力性のあるツールとして条例を活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要があ る。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (13)開発許可の基準を適用するに十分な技術的細目のうち、公園等 の 設置基準(施行令第25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体等の 意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を 条例に委任することを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	666	03.医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関す る法律第3条等	幼保連携型認定こども園以 外の認定こども園認定権限 の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の 認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存在され、類型によって定率化がなされることとなる。 そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の 地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども子育て支援新制度にかかわる移行調査を実施したが、事業者の方から、 類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近な高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包 括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえ権限移譲を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当 該事務を実施する能力を一挙に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考 える。	
H26	667	05.教育・文化	指定都市	堺市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号他	私立幼稚園の設置認可権限 の移譲	都道府県もつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲 する。	【制度改正の必要性】 子ども子育て支援新制度の導入に向けて、国からは自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども子育て 協議等への幼稚園関係者の参加等を求められている。また、説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園が密接な関係を 築くことが求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとい子ども子育て支援新制度の目的を 実現していくためには、さらなる関係強化が必要。 【支障事例】 私立幼稚園の運営実態や施設・設備面の詳細な情報を市が把握できていないため、待機児童解消に向けた幼保一体化等の 迅速な取組の推進に支障がある。事業者側からも、子ども子育て支援新制度に関する権限が市と府にまたがっていることについて、 分かりにくいとの指摘がある。	
H26	668	07.産業振興	指定都市	堺市	経済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	商店街の活性化のための地域住民 に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金 交付要綱	地域商店街活性化地域振興 への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望 する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきで ある。	これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援 事業)については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自 治体が、それら事業を主体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きた い。 工事内容に変更があった場合や、申請者である商店街は不償で説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実 情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をでき るようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組みことができ、中小企業に対 してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内 に波及できるような取組みも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する 必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えま す。	【再掲】 【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する 法律(平21法80) (5)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都 道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情 報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先 的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	669	07.産業振興	指定都市	堺市	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する 法律第16条 中小企業経営支援等対策費補助 金(伝統的工芸品産業支援補助 金)交付要綱	地域伝統産業活性化地域振興 への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望 する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきで ある。	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する 支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基 礎自治体が、それら事業を主体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きた い。 申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作 成が困難なことが多く、地域の実情を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の交付金および予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用を できるようにすれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組みことができ、中小企業に 対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 伝統産業事業者等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域に集積する伝統産業の一層の活性化に加えて、全国レベルの モデルとして国内に波及できるような取組みも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点の もと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度に なると考えます。	【再掲】 【経済産業省】 (3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (3)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)について は、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から 提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等につ いて意見聴取を行うなど、地方公共団体により積極的に案件組成に関与できる仕 組みを構築する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地城の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	670	01.土地利用(農 地除く)	指定都市	堺市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条、第6条の2、 第15条、第87条の2	一の指定都市の区域を一の 都市計画区域とすることによる 指定都市の都市計画決定 権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	【支障事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)を踏まえて行われなければならない。 広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。 制度上、法第15条の2の申出、法第18条の意見聴取、法第87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。  【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。 同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。  【制度改正の内容】 一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。	
H26	671	03.医療・福祉	指定都市	堺市・大阪府	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第17条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険法施行令第6条に 規定する介護保険認定審査 委員の任期の緩和	介護保険認定審査委員の任期を市町村の数量で定めるようにする。	【支障事例】 介護保険認定審査委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。 委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が多数である。  【制度改正の必要性】 今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。	【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (1)介護認定審査会の委員の任期(施行令第6条第1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。
H26	672	02.農業・農地	一般市	須坂市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	4aを超える農地転用に 対する農林水産大臣許可を 規制緩和	地城の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の 利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地城や企業へのニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっており、 ②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるように、就労場所の確保が必要である。	4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下とおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農業地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めることとする。 ・国が目標面積について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の読み取り等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証するとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の間年等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha以下4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事に同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農業地区域内における開地許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基盤の明確化を図るとともに、農地転用許可等に関する事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	673	02.農業・農地	一般市	須坂市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2項	2aを超える4ha以下の農地 転用に 対する農林水産大臣の 協議廃止	地城の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の 利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地城や企業へのニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっており、 ②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるように、就労場所の確保が必要である。	4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下とおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農業地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めることとする。 ・国が目標面積について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の読み取り等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証するとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											<p>事務の区分、根拠法に規定する国の国等の移譲後の措置については、お示しを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農地転用区域内における農地許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>・都道府県農業会議への意見聴取に係る事務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農委委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>
H26	674	01.土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	都市計画事業の認可権に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権を指定都市に移譲	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることから、都市計画と事業の認可は一体的なものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築部都市計画課)が事業部署とヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ送附しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。</p> <p>【懸念に対する方策】</p> <p>都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。</p> <p>都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。</p> <p>【法改正イメージ】</p> <p>都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条項を追加する。</p>	
H26	675	01.土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条	都市計画の輕易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の輕易な変更」が適用されている指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を輕易な変更とする措置	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する輕易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。</p> <p>【事例(予定含む)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市高速鉄道 <ul style="list-style-type: none"> <li>①横浜国際空港建設計画 都市高速鉄道第6号相鉄-JR直通線(変更)(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満</li> <li>②横浜国際空港建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更)(告示 H28.3.5) 区域変更区間 約300m、中心線の振れは100m未満</li> </ul> </li> <li>2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定) <ul style="list-style-type: none"> <li>①横浜国際空港建設計画 道路 高速橋高規格北線(変更) 重要区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満</li> <li>②都市計画法第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。</li> </ul> </li> </ol>	<p>【再掲】</p> <p>【国土交通省】</p> <p>(12) 都市計画法(昭43法100)</p> <p>(14) 市町村が都市計画の変更を行う場合における輕易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。</p>
H26	676	01.土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>第1次論告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整備開発」という。)の大臣同意は区域区分の方針を除き不要とすべきとしている。</p> <p>整備開発、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の関与が不要となり、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。</p> <p>【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】</p> <p>①整備開発及び区域区分について 以前は大規模開発の部から当制度の意義が大々だったが、現在は一般的に市街化調整区域の開発制限のため、国の発着の実現が難しいと恐れはないと考え、必要があると認めるときは、都市計画法第24条1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。</p> <p>また、農林漁業上の調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続は足りると考える。</p> <p>②近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域・保全計画との整合性や交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。</p> <p>【法改正イメージ】</p> <p>都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条の2の規定は、適用しない。」を追加する。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【国土交通省】</p> <p>(7) 都市計画法(昭43法100)</p> <p>国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更と同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するものを除く。)(以下「農林水産大臣に対する協議(昭31法1項)」については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法5)(農振法)8条2項1号)と重複する場合に限ることとし、その対象範囲を見直す。</p> <p>都道府県から市町村に対して教助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに教助が実施できるより、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する教助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。</p>
H26	677	08.消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第2条・4条・18条・21条	教助の主体権限を指定都市長へ移譲、教助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、教助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>災害時に市が主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためには、災害救助法において、指定都市が道府県と同様の権限を持つことが必要であるが、災害救助法等に規定されている教助の種類だけでは、対応しきれない状況であり、また、教助の程度における費用負担についても、現在の費用負担がかけ難い。</p> <p>対象・費用を拡充するとともに、被災自治体の判断により現物給付か現金給付かを選択できるようにすることが必要である。</p> <p>【提案事項】</p> <p>経費は、道府県を経由して求償することとなっているが、求償内容の確認等は、国から道府県を通じて求償した指定都市に依頼があり、その間の余分な事務負担と処理期間の増加が生じているため、地方分権の観点からも指定都市で要した教助経費について、直接国に対して求償できる制度とすることが必要である。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【内閣府】</p> <p>(1) 災害救助法(昭22法118)</p> <p>都道府県から市町村に対して教助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに教助が実施できるより、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する教助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。</p>

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	【調整結果】	
										具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	678	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4	医療計画等の策定権限等の移譲	現在、道府県が行っている「医療計画の策定」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲する。	【移譲の必要性】 医療計画に記載される二次保健医療圏の区域設定及び基準病床数の算定等については、現行、都道府県が定めることとされている。また、今後、二次医療圏ごとに策定される地域医療機能強化計画(ビジョン)や病床機能報告についても、同様とされている。本市では、大都市における2025年問題への課題解決策の一つとして、地域の実情に応じた適切な医療機能の分化と連携が必要とされている。 【移譲による効果】 地域医療構想(ビジョン)の策定、稼働していない病床の削減要請及び医療機関が指示に従わない場合の勧告等の権限が移譲されることで、医療政策を円滑に進めることができる。	
H26	679	05.教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への運営指導及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	【支障事例】 保育所得機児童ゼロに向けた取組の継続に向け、幼稚園を貴重な保育資源として位置づけ、本市独自施策として、幼稚園における長時間の預め保育の拡充を進めているが、私立幼稚園に係る事務・権限が道府県にあるため、事務執行に当たっては、都道府県との調整が必要な状況である等、資源を有効に活用できていない。 具体的に、東日本大震災直後の預め保育の実施について、早急な対応が求められる中、制度の趣旨から引き続き実施してもらうよう協力を要する方針を市として打ち出したが、中身の教育時間にかかることは県の所管であるため、調整を行う必要が生じ、幼稚園への周知に時間を要した。 【制度改正の必要性】 現在子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼稚園の給付対象施設への移行を進めているが、私学助成の幼稚園も残ることが想定されている。 今回の提案が実現することで、幼児教育行政と保育行政の一体的な実施により、保育所得機児童ゼロに向けた取組の継続や子ども・子育て支援新制度への移行を見据えた円滑な対応が可能となる。	
H26	680	11.その他	指定都市	横浜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条第5項	地方債対象事業の拡充	民間事業者による公共施設整備(株式会社による保育所整備等)の補助に要する経費、公共施設の維持補修に要する経費、基本設計等の建設に係る事務的経費等への起債充当を可能とすること	横浜市では、施策推進と財政健全性のバランスをとる観点から地方債を活用しているが、地方債は地方財政法により充てがいの対象となる新規の施設整備から対象としない場合への移行、扶助費の増加等による所要一般財源が増加している中では、今後、予算全体の収支を合わせるための措置が確保できない状況が生じかねない。地方が自主的・自律的に地方債発行額を決定するに当たり、充てがいの対象となる事業の選択幅を増やすことが必要。 保育所得機児童ゼロに向け、株式会社の参入を進める等の取組を行っているが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る助成に要する経費」に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となる恐れがある。(例:保育所整備 27件、約7億円(26年度予算-一般財源ベース)、この他小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームも株式会社が整備している例あり(26年度予算は全額国費又は県費だが、今後市費負担が発生する可能性あり)) 公共施設の長寿命化に資する大規模修繕は起債対象だが、それ以外の維持補修費についても施設を耐用年数まで活用するために必要な経費であり、平準化により安定的な財政運営が可能となる。(公共施設の保全費計 約12億円(26年度予算-一般財源ベース)) その他、基本設計など建設に係る事務的経費等についても、地方債の対象として拡充することにより、自主的かつ安定的な財政運営が可能となる。(例:施設等整備費1,835億円に対し、基本設計約15億円等(26年度予算-一般財源ベース))	
H26	681	11.その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対する規制緩和	財政融資資金の管理及び運用の 手続に関する規則第14条他	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたっては、財務事務所への提出書類の簡素化	地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立って導入された地方債協賛制度に則って、各団体で適債性や充てがいの進捗状況を確認し、知照した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続きを踏んでいるが、財政融資資金の借入にあたっては、充てがいの対象事業の説明を行うための書類の提出が財務事務所から求められており、事務負担が増大している。 借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。 具体的に、申込書(申込付きの申込書)以外の全ての書類を廃止した方が、現実的に困難であれば、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。 【書類の廃止・統合が可能と考える理由】 総務省との協議等を経るなどの適正な手続きに則していることや、財務省としても貸付先の償還確実性を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書類を最小限に統一することが可能ではない。	【財務省】 (1)財政融資資金法(昭28法100) 財政融資資金の借入に係る財務大臣への申込み(財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭49大蔵省令4229条))については、融資審査の手続を簡素化・効率化するため、提出書類について削減等の見直しを行う。
H26	682	02.農業・農地	指定都市	横浜市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度の整備に関する法律第8条第1項、第4項	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が「同意」を不要とする。	・横浜市の農業振興地域整備計画の策定・変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支障となっている。 ・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るための現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し迅速性を欠いている。 ・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見過しの悪い不整形な道路が長期間におき存在することにより、バスや大型トラックの通行に支障が出ていることや、歩道が途切れる原因となっている。	
H26	683	08.消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながる。住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応とすることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を崩しておらず、要請するときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率性を優先に考えるべきであることから、都道府県知事からの災害派遣要請を行う合理的な理由はない。また「報告が集中する」との懸念については、そのような状態は発生し得る被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではない。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	684	06.消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時においては、緊急通行車両の許可手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も意図し、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようすべきであると考えます。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況よりどのような車種が必要になるか、その際どの車両が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。 また、今後の発災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在しており、使用可能であるかは、発災の際にはわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣にあたり申請を行ったが、その申請の度に手続を行わなければならない。事前届出を行っていない車両に関しては審査が有碍でできないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたことと考える。結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間が掛かることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	
H26	685	07.産業振興	指定都市	横浜市	経済産業省	A 権限移譲	ものづくり中小企業・小規模事業者 取付開発等支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱	国が地方自治体を経由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管	地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、国が実施する地方自治体を経由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空白補助金」)の地方自治体への交付金化	多くの地方自治体では、それぞれの創業者工夫のもと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する独自の助成制度を実施している。一方で、国の平成29年度補正予算事業「中小企業・小規模事業者のものづくり・商業・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業に拡大して実施されているが、地方自治体が従前と同じ制度となっており、地域の事業者が様々な要望や課題等を踏まえた運用が難しくなっている。また、「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」も同様で、地方自治体が開示しない「制度」となっている。 横浜市では、新技術・新製品開発に取り組み中小企業を支援する「中小企業新技術・新製品開発促進事業(SHR)」、中小製造業が行う設備投資等について経費を助成する「中小製造業設備投資等助成事業」を行っているが、国の支援制度は本市制度と同一的かつ効果は低い。 地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みとすることが必要と考える。国において、過去20年の補正予算事業も含め、同様の事業を展開するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が関与できる制度としていただきたい。 ※補助金の流れ:経済産業省→横浜市(交付金) 地方自治体が、国の交付金を活用し、独自制度と一体的に中小企業への支援を実施することで、自治体の判断による対象の上乗せや制度拡充、地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的運用、申請手続きの簡便化等が可能となる。 ・また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。	
H26	686	04.雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	緊急雇用創出事業等実施要綱	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特例基金の指定都市への設置	緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金事業の実施主体に指定都市を追加	【現状】 緊急雇用創出事業臨時特例基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、その程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することになり、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。	
H26	687	11.その他	指定都市	横浜市	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	地方消費者行政活性化基金交付要綱	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置	【現状】 地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、その程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することになり、対応が遅れる場合がある。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。	
H26	688	04.雇用・労働	都道府県	大阪府、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法	ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等の先行実施	ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等について、移管を先行実施する。	【支障事例】 本府では、求職者の個々の状況に応じた就職支援や、中小企業向けの人材採用支援等を行う「OSAKA-GOとフィールド」を設置し、ハローワークの大規模な分室を一体的に実施している。 具体的に、大阪府労働局の協力を得ながら、府の委託事業者によるきめ細かなカウンセリングとハローワークの有する豊富な求人を組み合わせた就職支援を実施しているが、一体的実施ではハローワークの実施する職業相談や職業紹介に関し地方自治体が責任を負うことができます。また、府内各地域での展開ができないため、地方が自らの判断と責任で各地域の諸課題に取り組みうする地方分権改革の観点からは不十分。 【制度改正の必要性】 今後、生活困窮者自立支援法の施行により、市町村とハローワークと一体的な就職支援が求められることから、市町村と緊密に連携できる都道府県ハローワークを移管すべきである。 【閣議決定を踏まえた必要性】 国においては、ハローワーク特区や一体的実施の取組などが進められていることは理解するが、とりわけ若年者に対する就職支援は、都道府県で実施しているキャリア教育や職業訓練、中小企業支援との緊密な連携が重要であることに加え、労働力人口の減少が進む中で若者が魅力ある中小企業とのマッチングを早急に促進することが不可欠であることから、「わかものハローワーク」と「新卒応援ハローワーク」については、先行して都道府県に移管することが必要である。	【再掲】 【4.厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (1)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンライン上で提供する取組など、「ハローワーク」と地方公共団体と同一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (2)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約の整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (3)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (4)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	689	05.教育・文化	都道府県	大阪府	文部科学省	A 権限移譲	市町村立学校職員給与負担法(5条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条) 義務教育費国庫負担法(8条) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする地域の自主性及び自立性を高めるための改組の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度施行を目的と移譲されることとなった。 大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。 【制度改正の必要性】 県費負担教職員の人事権は給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村にも指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。 【制度改正の効用】 義務教育の実施主体である市町村の責任と権限が明確になる。 給与や勤務条件を各自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。	【再掲】 5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会が県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1項))、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1項及び第2項))及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(第2項))については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえた上で、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 なお、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	
H26	690	03.医療・福祉	都道府県	大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同法第2号、第74条第1項 介護保険法第78条の4第3項(関連)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。	【現状・支障事例】 小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせ、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていくことが可能と考えられている。 しかし、大阪府や市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業者と普及が進んでいない状況である。 これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録員や利用定員などの基盤が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参加の障壁となっているためである。 【制度改正の必要性】 このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定員数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約の利用者選択とすると、厚生労働省令(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」。)の基準の緩和を求める。	
H26	691	03.医療・福祉	都道府県	大阪府・京都府・兵庫県・鳥取県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第15条、第15条の2、第16条 介護保険法第70条、第75条、第86条、第89条、第91条	介護保険法及び老人福祉法に基づく書類の提出が必須となる申請等の一本化	老人福祉法と介護保険法では、同一施設について各々の法で規定されているため、事業開始時やその後変更が生じた際には各法に基づく書類の提出が必要となっている。 事業者にとっては、一つの事業であるにもかかわらず、2種類の書類の提出が必要であり、非効率かつ負担となっているため、介護保険法上の申請があった際には老人福祉法上の届出があったとみなし「みなし規定」を老人福祉法に設ける。	【現状・支障事例】 介護保険法に規定される「通所介護事業所」、「短期入所生活介護事業所」、「介護老人福祉施設」等は、それぞれ老人福祉法に規定される「老人デイサービスセンター」、「老人短期入所施設」、「特別養護老人ホーム」であり、事業開始時や、その後変更が生じた際には、それぞれの法に基づく届出が必要となっている。このため、社会福祉法人等の事業者は、事業としては一つであるにもかかわらず、二種類の書類の提出が必要となっており、非効率かつ負担となっている。 【制度改正の必要性】 このため、老人福祉法に基づく届出を行うものうち、介護サービス事業者が、介護保険法の規定による指定申請(第70条、第86条、老人福祉法第15条)、変更届出(第75条、第89条、老人福祉法第15条の2)又は廃止・休止届出(第75条、第91条、老人福祉法第16条)を行うものについては、老人福祉法の届出があったこととする「みなし規定」を老人福祉法に設けることにより、非効率な状況を改善し、届出事務の効率化及び事業者の負担を軽減することができる。 【懸念の解消策】 「みなし規定」を設けることによる支障としては、介護保険法に係る事務と老人福祉法に係る事務が別所課となっている場合に、関係書類に十分情報が行わず、事務に支障を及ぼす場合が考えられるが、この問題については所属間の連携、情報交換を密にすることにより対応が可能と考える。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)老人福祉法(昭38法133)及び介護保険法(平9法123) 介護保険サービスを提供するに当たって、老人福祉法上の老人居宅生活支援事業の開始、変更届出(老人福祉法15条及び16条の2)等と、介護保険法上の指定居宅サービス事業所の指定、変更の申請(介護保険法70条及び75条)等のそれぞれの手続が必要であるが、申請書の一体化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上困難なことを、地方公共団体に周知する。
H26	692	03.医療・福祉	都道府県	大阪府・京都府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条	要介護認定の有効期間の延長	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求め、	【現状・支障事例】 介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間があり、有効期間を過ぎてなお、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団体の世代が65歳を超え、今後、要介護(要支援)認定の申請件数が増加することが見込まれている中で、現行の有効期間は、最長で2年であり、更新のための件数も必ずしも増加することが予想される。また、有効期間の基準としては、別添参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」とおり、複雑多岐にわたっている。 【制度改正の必要性】 このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長、なお、延長期間を何月にするものは、その根拠と同一別途検討が必要)及び、更新申請については①～④の種別に関らず、有効期間を統一するなど基準の簡素化を求める。 【懸念の解消策】 なお、有効期間の延長は、介護報酬増加とはなっていない懸念があるが、状態が変われば、区分変更申請が可能であり、また、長期に渡り介護度で推移し今後改善が見込まれない高齢者(例えば、寝たきりなど)に対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものと考えられる。	
H26	693	03.医療・福祉	都道府県	大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第129条、介護保険法施行令第38条	介護保険料の賦課にのける負担の公平化	現在、本人や同じ世帯に属する者の個人住民税の課税状況に応じて段階的に設定している第1号保険者の介護保険料について、被保険者個人の所得の実態に合ったものとし、負担の公平性を確保する観点から、被保険者個人単位での賦課や、保険料の算定に定額制と定率制を併用する「新しい仕組み」の導入ができるよう、介護保険法等について、所要の規定整備を行う。	【現状・支障事例】 現在、第1号保険者(65歳以上の高齢者)の介護保険料については、本人や同じ世帯に属する者の個人住民税の課税状況に応じて段階的に設定しているが、本人が非課税でも世帯に課税者がいるため保険料が高くなるなど、必ずしも被保険者個人の所得の実態を踏まえていない。 【制度改正の必要性】 このため、保険料を被保険者個人の所得の実態に合ったものとし、負担の公平性を確保する観点から、被保険者個人単位で賦課することができるようにする。 また、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料の算定に定額制と定率制を併用する「新しい仕組み」を導入する。 ※保険料の額は、各市町村における介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)の21％に応じて第1号保険者の保険料の基準額を算出し、市町村は、その基準額に、所得段階に応じた割合を乗じて保険料を決定している。(別添参考資料とあり) また、保険料は、被保険者の所得状況に応じてきめ細かな段階を設定できるよう配慮されている。 設定方法の原則は、本人が市民税非課税の場合は基準額を納め、世帯非課税の場合は軽減された額を、本人課税の場合は基準額より高い額を負担する仕組みとなっている。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	694	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第51条の3	介護保険制度における「補足給付」の拡充	低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するに際し、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する「特定入所者介護(予防)サービス」の支給(補足給付)の対象に「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」も含めるよう、介護保険法について所要の規定整備を行う。	【現状】 介護保険制度では、低所得者の施設サービス利用が困難とならぬよう、低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する特定入所者介護(予防)サービスの費用を支給(以下「補足給付」という。)することとしている。 【支障事例】 現在、補足給付は、特別介護老人ホーム等の介護施設に常時入所する施設サービス、介護施設に短期入所する短期入所サービスのみが支給対象で、居住系のサービスは対象となっておらず、居住費や食費の負担等により、低所得者がグループホームを利用できないという事態が生じている。 【制度改正の必要性】 今後、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる中、低所得の認知症高齢者のサービス利用が困難とならぬよう、認知症の補足介護を必要とする人が少数人で共同生活するための居住系サービスである「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」も補足給付の対象とする必要がある。	
H26	695	09.土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業基盤整備促進事業実施要綱第3 事業の実施区域	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援	農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都市部が中心、活用すべき農地として府条例で指定した農地で、はばを整備をはりとした生産基盤整備が困難な補填に活用可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域」の改正を求める。	【制度改正の経緯】 近年、農空間(農地)を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になっており、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公的統制の下で市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に施行した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域として指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を営農者が地域の協力の下にしっかりと保全し、大消費地である都市近郊を活かした農業を振興するためには、はば整備など営農条件の改善を図る必要がある。 【支障事例】 国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなっているが、府では農用地区域に含まなければならない10haの集団農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団農地の農用地区域の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などから、非常に難しく、府内の13,711haの農地の中で農振農用地は4,633haと1/3程度である。 【留意点】 府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制事項は定めていないが、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,680haを国庫対象として生産基盤整備を実施した場合においても、「補助金等に係る予算の執行に関する法律(正当化法)第17条(義務違反に対する交付決定の取り消し)、第22条(財産処分制限)等」を遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止を図られる。	
H26	696	02.農業・農地	都道府県	大阪府、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能としたい。	【現状】 大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割、その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。 収穫量が全国でも上位を占めるシシトウ(空豆)、コマナゴ(8粒)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。 また、同時に生産緑地は、都市部のみよりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。 【制度改正の必要性】 一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくが課題。 大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。 なかでも、農地保全の有効な方策として農地貸借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による貸借が法令上認められていない。 これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。	6【農林水産省】 (28)都市農業の振興に関する事務 都市農業の振興の在り方等については、農林水産省・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。
H26	697	09.土木・建築	都道府県	大阪府	内閣府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされていること。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との差額が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて意見を述べているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に関する費用について歳入歳出両面において適切かつ明確な財政措置を講ずること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことをめざしていること。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	
H26	698	06.環境・衛生	都道府県	大阪府 和歌山県 鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法施行令第14条第1項	水道事業経営の認可等の権限移譲	厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。 【具体的改正内容】 水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが前提であれば、当該規定中の給水人口を万人の規模から拡大する。	【現状・支障事例】 別紙参照。 【制度改正の必要性】 地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用供給事業者についても、同様の取扱いとなっていた。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を産出する企業体から受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発に伴う事業認可は見込まない。隣接水道事業や、水道用供給事業と水道事業等の間で水水平統合・垂直統合の検討が進められている現況においては、調整している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないなどの要因となっている。 【提案が実現した場合の効果】 そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性を主眼を置くことに転換し、一定規模まで(大臣認可の水道用供給事業者以外の水道事業)を権限を都道府県知事に移譲していただく。水道法第6条の2広域的な水調整計画案と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も継続させることで、役割分担が適切化されると考える。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(第32法17) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であり、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用供給事業者から受水する水道事業については、当該水道用供給事業者との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) -水道事業の認可(6条1項) -水道事業の認可(26条) -水道事業及び水道用供給事業に係る報告の徴収及び入国検査(39条1項)

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	699	07.産業振興	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号、第137条3項、第140条1項6号	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。第113条 創業支援事業計画の認定 第114条 創業支援事業計画の変更等 第137条3項 報告書の取次 第140条1項6号 主務大臣等	【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップ的議議を行うことは難しいと考えられる。国の第一回認定(2019年度)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に定数競争事業局に事業を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出した。極めて短い日程であり、その間に大阪府内で市内に5つのスタートアップに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。さらに、中小企業白書(2018年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に関連した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・連携強化が不可欠である。【制度改正の必要性】計画認定にあり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件のみであった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできず、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の市庁に開示する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらかじめ分野に対し、計画認定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村についても事務の効率化ができる。【都道府県が認定を行うことによる効果 ※2】申請者が目指している今後の市場について、「地域産業創出型」では全体0.80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)	【再掲】 【総務省(2)】 【経済産業省(22)】 【産業競争力強化法(平25法8)】 (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施の確保のため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の間接機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	700	09.土木・建築	都道府県	大阪府	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	播磨都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」についての閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との関係協議が所望され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市となっている。複数の都道府県に跨るものについては、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	【制度改正のメリット】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市を一体的に事業を実施することで、権限別の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割行政にとどまらず、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 【地域の実情を踏まえた必要性】 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民の意向の聞き取りやフェードバックが容易になり、住民の意向を反映しやすいものとなる。同時に、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨る直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興・産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線に合った地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 【懸念の解消策】 全国知事会(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)に対する意見」)で言及されているように、複数の都道府県に跨るものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が明確となる。	
H26	701	03.医療・福祉	都道府県	鹿児島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法第10条、地域保健法施行令第4条	保健所長の資格要件の条例委任(条例基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(条例基準化)とすること。(ただし、保健所内には医師を配置することを条件とする。)	【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の方であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。 保健所長職に選んだ人材の確保が困難なことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。 当県においては、鹿児島を有するなどの地理的な特性により、13保健所のうち、4保健所で保健所長が兼務している状況(県内の保健所設置位置及びその業務状況は別紙のとおり) 【制度改正の必要性】 保健所に公衆衛生に対応できる医師を配置することを条件に、保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理事案等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となるに、危機管理対応も十分可能である。 【当県における実情】 しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護師の人員費差額が反映されないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。 【改正の必要性】当該規定を条例基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 准看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ、また、病児・病後児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる看護師を増やすことが必要である。	
H26	702	03.医療・福祉	都道府県	鹿児島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条、児童福祉法の附則及び運営に関する基準附則第2項	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設等の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができる(従って)基準、民間保育所に対する職員負担軽減)が、当該省令を条例基準化するなどにより、准看護師定数算入対象とすること。	【支障事例】保育所における乳児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。 省令では、乳児4人以上を入所させる保育所において、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を想定している。 しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護師の人員費差額が反映されないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。 【改正の必要性】当該規定を条例基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 准看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ、また、病児・病後児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる看護師を増やすことが必要である。	【再掲】 【厚生労働省(6)】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定(同基準3条2項及び5項)については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすこととする。【再掲】
H26	703	02.農業・農地	都道府県	鹿児島県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び第5条	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	【権限移譲の必要性】 農地の総量確保の観点と併せて検討すべきものとするが、4ha超の農地転用許可については、国よりも農地の状況をより把握できる農地転用移譲を行うことで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が見込まれる。 【当県における実情】 平成23年から平成25年度まで5件発生 所要期間が長いもの割合としては、2年8ヶ月(協議5回)、1年6ヶ月(協議4回)	4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農地法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農地転用区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農地法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月3日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証するとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤として、適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開始許可(農地法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基礎的明確化等を図るとともに、農地転用許可に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	704	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鹿児島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するとき、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。 しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事業であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事業及びその理由は別紙のとおり)  【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度、7件 申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	
H26	705	09.土木・建築	都道府県	鹿児島県	国土交通省、財務省	A 権限移譲	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号フ、不動産登記法116条	準用河川用の供されている国土交通省所管の国有財産の登記・権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これの事例については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会いを行っている。 2 不動産登記法に基づく事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会いを行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため、河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会い、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1,2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。  【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度:実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件、平成24年度:14件  【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1,2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	
H26	706	11.その他	都道府県	鹿児島県	総務省	A 権限移譲	地方自治法第9条の5	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生じたとき、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、知事は直ちに告示しなければならないとされている。一方で、全国的に特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるほか、告示の迅速化、手続の簡素化の観点からは市町村へ権限移譲を行うべきである。	地方自治法に基づき、市町村の区域内に新たに土地が生じたときは、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。 この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手続の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。  【事務の実績】 平成22年度:5市町村において14件 平成23年度:1市町村において1件 平成24年度:5市町村において15件	
H26	707	05.教育・文化	指定都市	大阪市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条 私立学校振興助成法第9条 学校教育法第4条他	私立幼稚園の設置認可・指導 私立学校審議会の設置運営、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	私立幼稚園にかゝる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。 子ども子育て支援新制度の施行に伴い、「認定こども園(幼保連携型)」の認可については、政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限とされており、子ども子育て支援新制度を効果的に展開していくためにも、基礎自治体に設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかゝる窓口の一元化を図るべきである。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	708	03.医療・福祉	一般市	安城市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		公立施設が幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第9条第1項において設けられていた見守り監視カメラの設置及び運営に関する基準第32条の2	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第9条第1項において設けられていた見守り監視カメラの設置及び運営に関する基準第32条の2	現在、本市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づき構造改革特別区域基本方針別表2の「20 公立保育所における給食外部購入の承認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部購入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、本市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づき構造改革特別区域基本方針別表2の「20 公立保育所における給食外部購入の承認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成26年) (厚生労働省と共管) (注)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 *公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部購入方式を認めることができるよう措置する。
H26	709	01.土地利用(農地除く)	一般市	安城市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第34条、同法施行令第21条	都市計画法第34条、同法施行令第21条	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらったための障害者の特性に応じた適切な対応策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすくし、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。  【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	
H26	710	10.運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法施行規則第5条	タクシー営業区域の緩和	一般乗用旅客自動車運送事業におけるタクシー営業区域は、道路運送法施行規則第5条に基づき甲部運輸局長が定める営業区域(併三所部交通圏:碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、新立市、高浜市)としている。この区域により市域が隣接してないがタクシー営業できない地区が存在する不合理が生じ、運行事業者の参入が限られており弊害が出ている。従って、地方自治体が行うコミュニティバス等の場合に限り、当該都市及び隣接する市町村に営業拠点を置く事業者全てに、事業参入できるように営業区域の規制緩和を行う。	地方自治体が行うコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段として一般タクシーを利用した予約式乗り合いタクシーを実施している。この事業については、民間の空きタクシーを利用する参入のみで、運行事業者の参入については問題なく実施できるものと考えていたが、近頃のタクシー運転手不足の問題も、事業継続を行う場合の事業者選定に支障が出ている。広く運行事業者を選定しようとするにも縛りとしてタクシー営業区域が定められており参加できる事業者が限られてしまつたため、せめて当該自治体に隣接するすべての自治体に営業拠点を置く事業者については事業参入できるようにタクシー営業区域の緩和をお願いしたい。	
H26	711	10.運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法第78条	自家用自動車による無償住民輸送における緩和	自家用自動車(白ナンバー)による無償輸送を行う場合、地域住民の運転手を行う対価の支払いについて、自治体から現金等での支払いが出来るように規制緩和を希望する。	地方自治体が行うコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段を確保するにあたり、近年のタクシー運転手不足から予約式乗り合い方式での事業継続が難しい状況となっている。そこで、地域住民による自家用車を利用した無償住民輸送を行う場合、その対価として現金等の支給が道路運送法上できない状況があるため、自治体から運行に必要な費用については現金等での対価の支払いが出来るように規制緩和をお願いしたい。	
H26	712	02.農業・農地	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第1項第5号 農地法第3条第2項第2号 農地法施行令第6条第1項第1号ロ	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農科大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えると、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これらの農業の発展を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流や見聞を促進した様々な事業を展開し、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。 したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。 また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じた選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	6【農林水産省】 (注)農地法(昭27法229) (注)農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3項1条7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。
H26	713	01.土地利用(農地除く)	町	聖籠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第29条及び43条	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議決を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	【法改正による規制緩和】 都市計画法第29条(43条)においては、繰り引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっていない。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(平成18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。  【今後の懸念】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途が多様化するにともな、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要があるもののほか、開催は3ヶ月毎を予定しており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可申請と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。  【制度改正の必要性】 市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を適宜に、他法からの調整を経て行うものでもあり、またの個性を活かし、地方公共団体が一掃感あふれる住みやすさや内閣事務局長の所轄のためにも、地方公共団体、特に事務権限移譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	714	01.土地利用(農 地除く)	町	聖籠町	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第7条 都市計画運用指針IV-2-1-B	区域区分の決定(変更)に係 る要件の緩和	【都市計画運用指針】で示している市街化区域の要件に関して、 【支障事例】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分 規制(旧農地)となっている。例として、S29年の役員倉庫移転や町制施行を機に、役員周辺地区に公共施設を整備し、地区を中心 市街地を盛り上げ、住環境を向上させているが、市街化調整区域における開発が促進されている。新潟都市計画区域は、3 市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針 に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづく りの自由度は極めて低いものとなっている。 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	【都市計画の経緯】 本市は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東海開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市 町村と新潟都市計画区域として繰引された。結果、政策的な必要性に迫られたもののい、大部分を占める地域は市街化調整区 域である。		
H26	715	07.産業振興	町	聖籠町	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域 準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域 準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	
H26	716	02.農業・農地	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農振農用地区域からの除外 第8条第4項・第13条第2項・第4項	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、 ②現況が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び 土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該 農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併 せて届出により除外とする。	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、 ②現況が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び 土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該 農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併 せて届出により除外とする。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	
H26	717	02.農業・農地	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法第4条・第5条	農地転用基準の緩和	当町提案4による除外後の農地に限り、農地法の規定に限ら ず転用可とする。	当町提案4による農振除外後農地法第4条及び第5条により転用して有効活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地地の判 断基準については、農地の性質そのものに着目したのではなく、周囲の状況等により判断されるため、遊休農地又は荒廃農地で あっても、原則転用出来ない第1種以上農地として扱われることがある。 【制度改正の必要性】 【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	
H26	718	01.土地利用(農 地除く)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	国土利用計画法第9条第14項	都道府県の土地利用基本計 画の変更に係る国土交通大臣 への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画 図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議 を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	
H26	719	02.農業・農地	都道府県	徳島県、兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	地域資源を活用した農林漁業者等 による新事業の創出等及び地域の 農林水産物の利用促進に関する法 律第5条	六次産業化・地産地消に 基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権 限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	【支障事例】 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大き く変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考 える。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関 する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望む ものである。	